

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成 30 年 3 月 1 日（木）

保護課

目 次

重点事項

第1 生活保護制度の見直し等について	1
--------------------	---

連絡事項

第1 生活保護制度の適正な実施等について	
1 生活保護制度全般についての検討	20
2 無料低額宿泊所等について	20
3 面接時の適切な対応について	22
4 住宅扶助代理納付の活用について	23
5 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について	25
6 預貯金等の資産保有状況の適切な把握	26
7 金融機関等本店に対する一括照会等について	26
8 依存症対策について	27
9 年金受給資格期間の短縮等への対応等について	28
10 会計検査院からの指摘について	30
11 日本年金機構との情報連携について	30
第2 子どもの大学等進学支援等について	
1 進学準備給付金の支給、住宅扶助費を減額しない措置について	32
2 高校生等の進路に対する支援について	34
第3 就労・自立支援の充実について	
1 就労支援におけるKPIの設定について	36
2 就労自立給付金の見直しについて	37
3 就労支援促進計画の策定について	38
4 被保護者就労支援事業について	38
5 被保護者就労準備支援事業について	39
6 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の国庫負担・補助の基準について	40
7 生活保護受給者等就労自立促進事業について	40
8 被保護者家計相談支援事業について	42
9 居住の安定確保支援事業について	42

10 自立支援プログラムの策定について	43
11 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について	43
第4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	
1 後発医薬品の更なる使用促進について	44
2 頻回受診の適正化について	44
3 薬局の一元化について	45
4 生活保護受給者の健康管理支援について	45
5 平成30年度予算案における医療扶助の適正実施の強化について	46
6 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について	48
7 通院移送費の適正な給付の徹底について	49
第5 地方自治体の体制整備等について	50
第6 平成30年度生活保護基準について	
1 生活保護基準の検証結果について	51
2 生活保護基準の見直しについて	52
3 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について	53
4 その他の扶助基準について	54
5 生活保護基準の見直しに伴うシステム改修について	54
第7 生活保護関係予算について	
1 生活保護費等負担金について	56
2 生活保護関係事業について	57
3 保護施設の運営等について	58
第8 生活保護関係調査について	
1 平成30年度生活保護関係調査の実施について	61
2 提出期限の厳守について	61
第9 その他	
1 保護事業室の設置について	63
参考資料	
1 生活保護の状況	64
2 全国の精神保健福祉センター一覧	76

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
 - ② 都道府県等の各部署で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
 - ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設
- (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

- (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

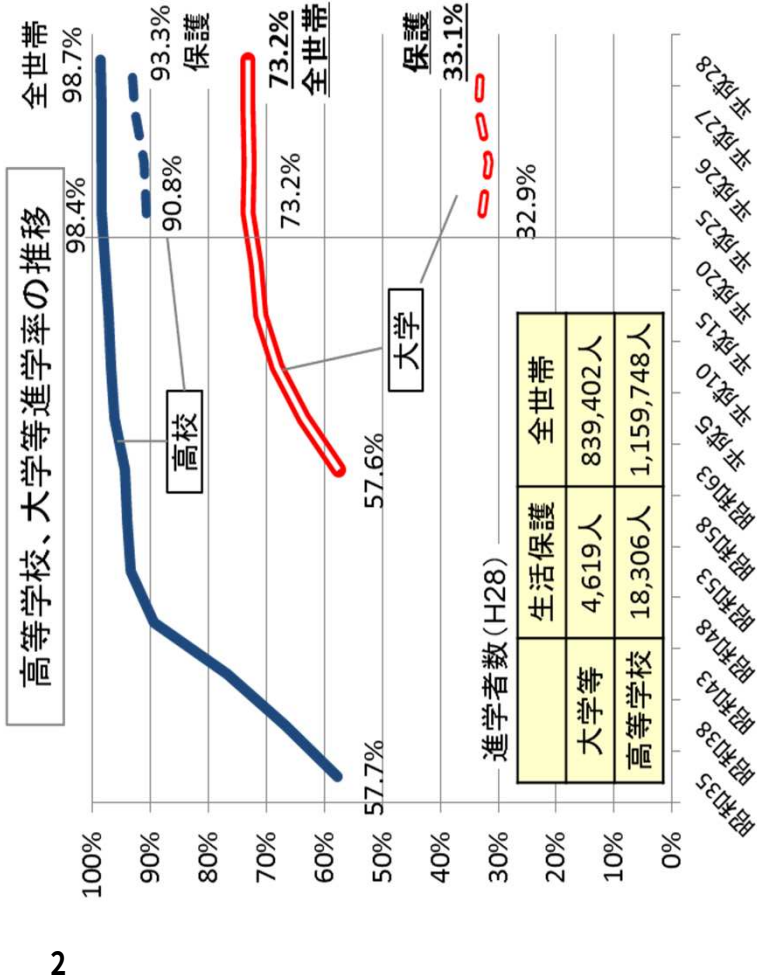
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における
第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	減額しないことに	進学前	進学後	差
生活扶助		18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)		6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)		1万600円	1万600円	0
合計		26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注) 金額は平成30年4月1日現在

(参考) 第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。



データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援（健康管理支援事業）を実施

福祉事務所



を創

被保護者の医療・健康データを管理・分析し、対象者等を決定



受給者

国



全国の被保護者の医療・健康データを分析し、結果を情報提供

2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）



医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認められたものについては、原則として、後発医薬品による給付

○後発医薬品使用割合は約7割となっている。

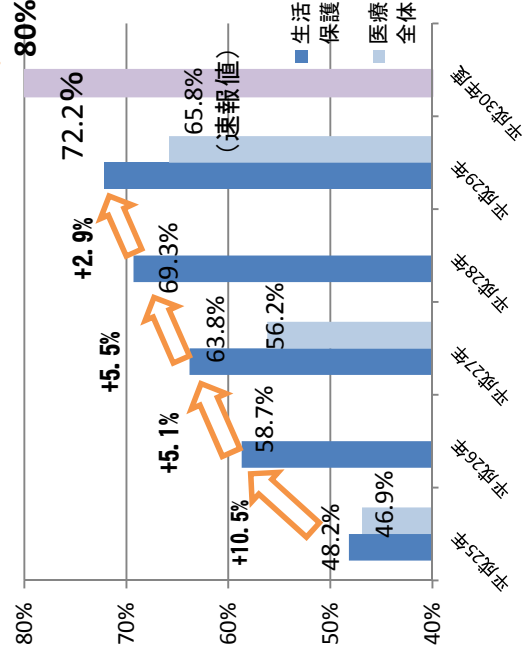
○一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。

○地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見

○医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

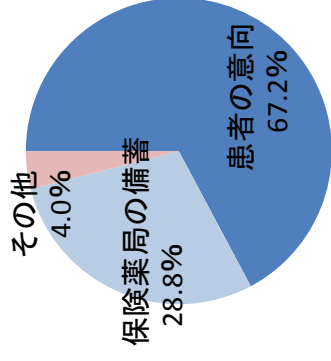
取組の進捗状況

改革工程表における目標値



取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したもの

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

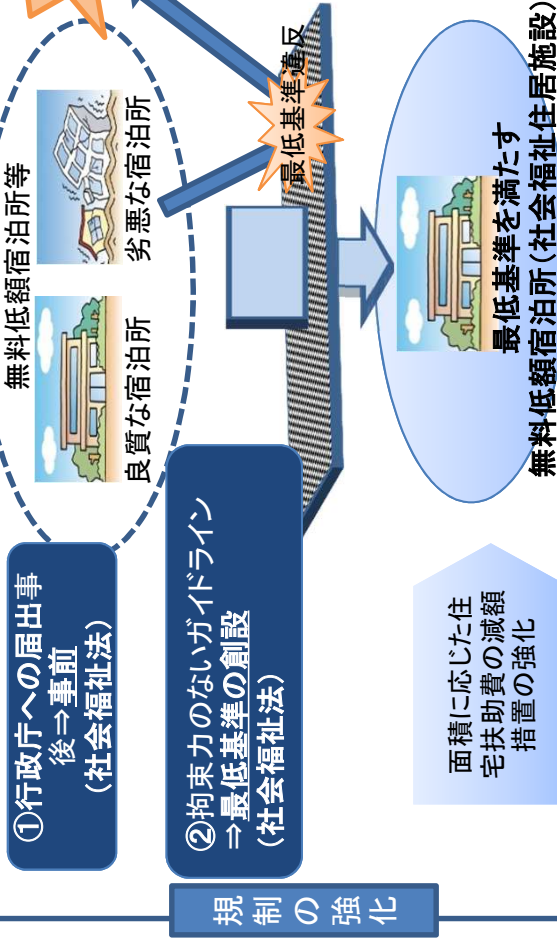
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
- 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%)
7.43~15㎡未満217施設(47%)
(ガイドラインの基準: 7.43㎡以上)
(住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下)
- 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
食費 453施設(84%) 28,207円
その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

見直しの方向性



日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設(生活保護法)
※都道府県が認定

日常生活上の支援を提供する仕組みの創設

日常生活支援住居施設

当該住居に支援を必要とする生活保護受給者(※)が入居した場合、福祉事務所が事業者が日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者に交付
※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等での日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者(福祉事務所が判断)

日常生活上の支援を行わない無料低額宿泊所

平成30年10月以降における生活保護基準の見直し案

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行ふ。[P6-①]

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算[P10-②]

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行:月1万円 (3歳未満等1.5万円)／中学生まで → 見直し後:月1万円／高校生まで

- ※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 母子加算[P10-②]

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 → 見直し後:平均月1.7万円

- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

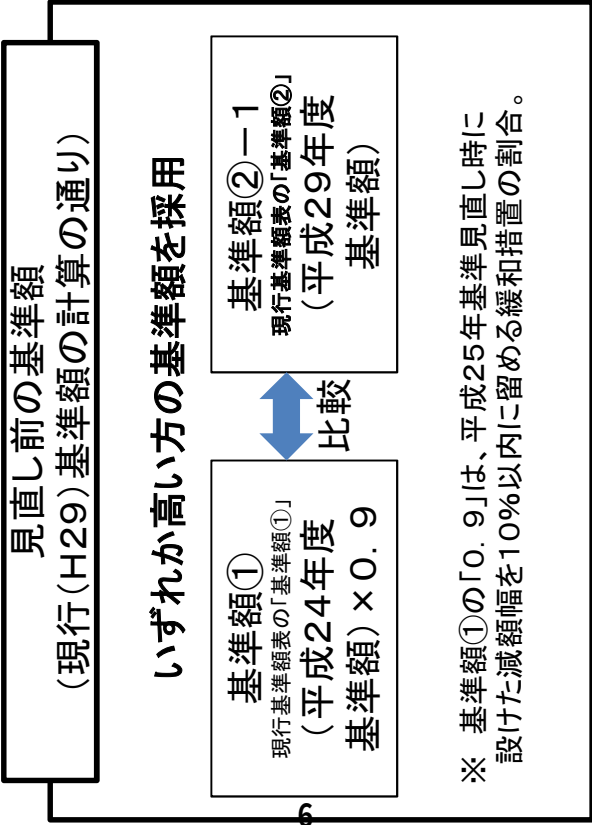
・ 教育扶助・高等学校等就学費[P13-③]

- クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合
- 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合
- 高校受験料支給回数数の拡大、制服等の買い直し費用の支給
- ※ 見直しは平成30年10月に実施。

①平成30年10月以降における生活扶助基準額(案)の算出方法の概要

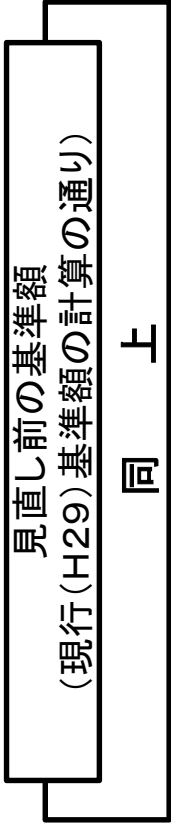
- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行うこととしている。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、現行の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額②)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内に調整を図る経過の加算を設けて、生活扶助基準額を算出することとする。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定することとしている。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつを予定しており、その間の計算方法は以下のとおりとする。

施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)



2 + 3
×

施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)

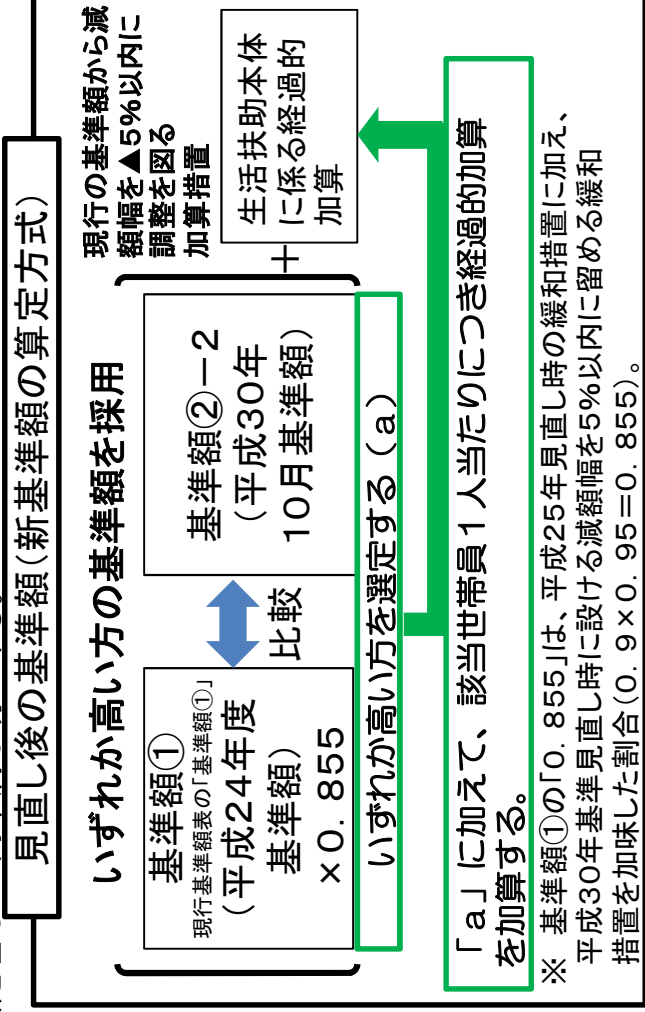


1 - 3
×

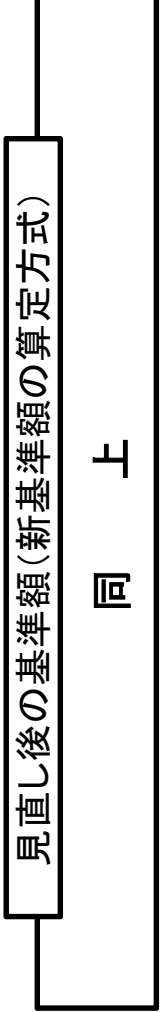
施行3年目以降(平成32年10月～)

※「見直し前の基準額」の計算は不要。

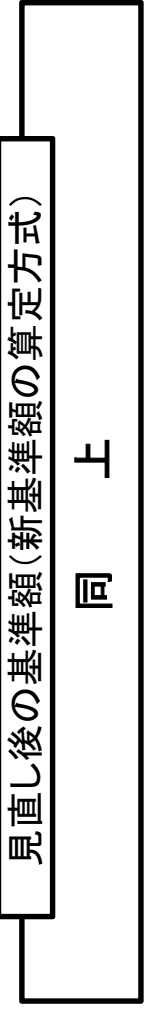
(注)端数処理は10円未満は切上げる。



1 - 3
×



2 - 3
×



(注)施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

平成30年10月以降の生活扶助基準額表(案)

(月額・円)

生活扶助基準第1類 基準額①(旧基準(平成24年基準))

年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670
3～5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010
6～11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170
12～19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20～40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41～59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60～69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70～	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250

生活扶助基準第1類通減率

基準額①(旧基準(平成24年基準))

世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
6人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
7人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
8人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
9人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
10人以上	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

生活扶助基準第2類

基準額①(旧基準(平成24年基準))

世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360
6人	57,670	55,110	52,480	49,920	47,280	44,730
7人	58,120	55,570	52,890	50,330	47,650	45,100
8人	58,570	56,020	53,300	50,740	48,020	45,470
9人	59,020	56,470	53,710	51,150	48,390	45,840
10人以上1人を増すごとに加算する額	450	450	410	410	370	370

生活扶助基準第1類 基準額②(新基準(平成30年10月基準))

年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～5	44,010	42,730	40,620	40,620	37,810	36,430
6～11	45,010	43,700	41,550	41,550	38,670	37,250
12～17	47,090	45,710	43,460	43,460	40,460	38,970
18～64	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
65～74	44,700	43,390	41,260	41,260	38,410	36,990
75～	40,350	39,180	37,250	37,250	34,670	33,400

生活扶助基準第1類通減率

基準額②(新基準(平成30年10月基準))

世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683
6人	0.5383	0.5383	0.5383	0.5383	0.5383	0.5383
7人	0.5087	0.5087	0.5087	0.5087	0.5087	0.5087
8人	0.4844	0.4844	0.4844	0.4844	0.4844	0.4844
9人	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639
10人以上	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639	0.4639

生活扶助基準第2類

基準額②(新基準(平成30年10月基準))

世帯人員	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
単身	28,490	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
2人	41,830	40,090	40,090	40,090	40,090	40,090
3人	46,410	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
4人	48,400	46,390	46,390	46,390	46,390	46,390
5人	48,430	46,420	46,420	46,420	46,420	46,420
6人	55,440	53,130	53,130	53,130	53,130	53,130
7人	58,370	55,940	55,940	55,940	55,940	55,940
8人	61,040	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500
9人	63,490	60,850	60,850	60,850	60,850	60,850
10人以上1人を増すごとに加算する額	2,450	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算(案)①

○ 平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。
(計算例)60代後半1人、40代1人、高校生1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額
→ 「12～17歳」0円+「41～59歳」1,050円+「65～69歳」2,240円=3,290円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	730	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	910	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,620	1,870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,060	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,460	3,500	1,090	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,330	2,310	1,890	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,050	530	0	0	0	0	0	0	0	480	820	180
60～64歳	920	450	0	0	0	0	760	820	420	1,080	820	0
65～69歳	2,240	1,690	560	0	0	0	760	820	420	1,420	1,640	990
70～74歳	0	0	0	0	0	0	140	100	0	0	0	0
75歳以上	1,250	780	0	0	0	0	140	100	0	560	730	110

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算(案)②

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2
0～2歳	4,230	4,080	3,640	0	0	0	3,940	3,850	2,950	0	0	0
3～5歳	2,170	2,110	1,740	0	0	0	1,860	1,850	1,310	470	100	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	590	410	0	0	0	0	270	370
60～64歳	560	620	270	1,170	1,380	400	150	210	0	780	990	310
65～69歳	560	620	270	1,170	1,400	1230	150	210	0	780	1,000	1,100
70～74歳	100	0	0	400	170	0	0	0	0	100	510	0
75歳以上	100	0	0	410	870	420	0	0	0	100	540	250

	7人世帯						8人世帯					
	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2
0～2歳	2,800	2,630	1,480	3,500	3,500	1,370	2,030	1,840	960	2,540	3,210	3,270
3～5歳	1,050	1,110	600	1,710	1,810	2,020	690	700	370	1,130	1,480	1,680
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
65～69歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
70～74歳	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2
0～2歳	1,630	1,670	870	1,930	2,320	3,070	1,600	1,520	820	1,860	2,280	2,990
3～5歳	600	350	100	590	930	1,420	440	360	0	510	860	1,360
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②平成30年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直し案の概要

- 平成30年10月の児童養育加算及び母子加算の見直しについては、生活扶助本体と同様に、3年間をかけて段階的に加算額を改定する。ただし、児童養育加算については、今回の見直しにおいて新たに支給対象となる高校生の加算額は平成30年10月から段階施行を行わずに支給する。
- また、現行の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の合計した基準額から減額幅を▲5%とする緩和措置を行うこととしており、調整が必要な世帯に対して「児童に係る経過的加算」及び「母子世帯に係る経過的加算」を設けて調整を行う。

児童養育加算

(月額・円)

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
3歳以上18歳まで	10, 000		
3歳未満			
第3子以降の小学校修了前	13, 300	11, 600	10, 000

※ ①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
児童に係る経過的加算	950	2, 650	4, 250

母子加算

(月額・円)

	施行1年目(H30. 10月)			施行2年目(H31. 10月)			施行3年目以降(H32. 10月～)		
母子加算対象者	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額
1級地	21, 400	2, 800	1, 600	19, 900	3, 800	2, 200	18, 400	4, 700	2, 800
2級地	19, 800	2, 600	1, 500	18, 400	3, 500	2, 100	17, 000	4, 300	2, 600
3級地	18, 400	2, 400	1, 400	17, 100	3, 200	1, 900	15, 800	4, 000	2, 400

※現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する(次頁参照)。

(注) 施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

母子世帯に係る経過的加算

施行1年目(平成30年10月)の加算額

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額
(例:三世帯同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

○ 3人世帯 (月額・円)

母子加算の対象となる者の年齢	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
0～5 歳	1,090	1,090	0	0	0	0
6～11 歳	1,090	1,090	1,050	0	0	0
12～14 歳	1,090	1,090	1,050	910	580	0
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	910	580	0

○ 4人世帯

母子加算の対象となる者の年齢	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
0～2 歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	0
3～14 歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

○ 5人世帯以上

母子加算の対象となる者の年齢	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
0～14 歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額
(月額・円)

母子加算の対象となる者が 入院・入所(※2)中である場合の人数	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
1 人	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
2 人	100	100	150	150	120	120

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。

※2 医療型障害児入所施設に限る。

(注) 施行2年目の加算額は施行1年目の加算額の2倍、施行3年目以降の加算額は施行1年目の加算額の3倍を乗じた額とする予定(端数処理の関係で調整があり得ることに留意)。ただし、施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

現行の生活保護基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置(経過的加算)(案)の概要

加算の種類	現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置の対象世帯	調整方法
生活扶助本体	年齢、世帯人員、居住地域別の組合せの世帯属性により様々な	世帯人員別に定めた年齢区分別の経過的加算を設け、該当する世帯員1人当たりにつき加算する。
児童養育加算	①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯 ②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯 ※ 3人以下の世帯であって3歳未満の子がいる世帯については、生活扶助本体の見直し影響を考慮すると、▲5%を超える減額とはならないため、緩和措置の対象とはならない。	該当世帯について、対象となる児童1人当たりの加算額を別途設定し、その加算額を加算する。
母子加算	①3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※)が1人のみいる世帯 ②養育に当たたる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合 ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。	該当世帯について、加算額を別途設定し、その加算額を加算する。

③平成30年10月以降における教育扶助及び高等学校等就学費の見直し案の概要

現行（H29）の考え方

	内 容		支給方法
	学用品費	その他の教育費	
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		【実費支給】 ※上限設定なし
13 学習 支援費	家庭内学習(学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。)費用、クラブ活動費		【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円
入学 準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費(※1回限り)		【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内
入学 考查料 ※高校受験	入学考查料(※1回限り)		公立高校入学考查料 相当額

見直し案

見直し内容	
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。	【金銭給付(月額)】 小学校2,600円 中学校5,000円 高 校5,200円
○ 「楽器購入費」を追加	【実費支給】 ※上限設定なし
○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。	【実費上限(年額)】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める	【実費上限(年額)】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高 校86,300円以内
○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める	入学考查料相当額 (私立高校含む)

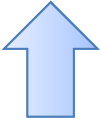
※ 見直し案の詳細については、現在検討中であるが、学習支援費における実費支給において、領収書確認による支給だけでなく、クラブ活動にかかる必要な費用が事前に確認できる資料(見積書等)によることをもって、事前支給を可能とする方向で検討中である。

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除等)
 - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

2. 個人住民税の非課税限度額等

- 
- 30年度は影響は無い。
 - 31年度以降の税制改正において対応を検討
 - 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応
- (医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

3. 地方単独事業

(例：準要保護者に対する就学援助)

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼

平成30年度における生活保護制度関連の取組課題

- 生活保護受給世帯等の住まい等における防火安全対策の推進
- 法案成立時における進学準備給付金の迅速な給付
- 生活保護基準見直し及び制度改革（後発医薬品の原則化等）の円滑な実施（平成30年度予算案及び改正法案成立時）
- 新規事業への積極的な取組
- 住宅扶助の代理納付（住宅セーフティネット法関連を含む）の推進
- 窓口対応その他保護の適切な実施

生活保護関係の平成30年度予算案

- 生活保護受給者の自立を更に促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。平成30年度においては、子どもの大学等への進学の見直しの推進とともに、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の強化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しに取り組む。
- 生活保護基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準が最低限度の生活を保障する水準として適切な水準となるよう見直しを行う。

生活保護費負担金

平成30年度予算(案) 2兆8,637億円

①大学等への進学への支援 17億円

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、進学準備給付金(仮称)(平成30年度入学者より対象。自宅通学10万円、自宅外通学30万円)を支給する。自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしない。

②就労自立給付金の見直し

就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象とするなど、給付内容の見直しを行う。

③生活保護基準の見直し

一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

※ 減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)。

生活保護関係補助金の新規・拡充分

①医療扶助の適正実施の強化 49億円

「レセプトを活用した医療扶助適正化事業」、「福祉事務所による同行指導の実施」、「頻回受診指導を行う医師の委嘱促進」、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」に取り組む地方自治体を支援し、医療扶助の適正化を更に推進する。

②被保護者の就労自立に向けた家計相談支援等の充実・強化 2.3億円

就労による自立や大学等への進学に伴い自立(世帯分離)が見込まれる世帯に対する家計相談支援を行い、生活保護受給世帯の自立支援を推進する。

③広域実施による就労支援の促進 1.9億円

被保護者就労準備支援事業について、都道府県を中心とする広域実施を推進する。

④都道府県等による生活保護業務支援 5億円

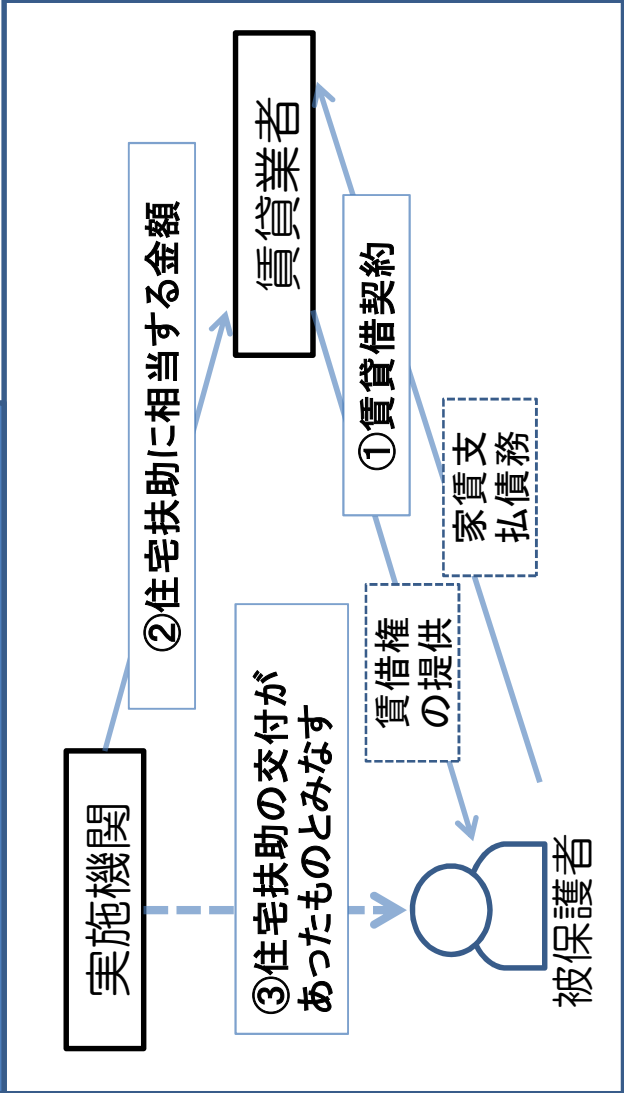
都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を行い、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。
- 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。
- ① 賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
- ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

住宅扶助の代理納付の仕組み



住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給 世帯数(A)	代理納付実施 世帯数(B)	代理納付実施 割合(B/A)
平成27年7月	1,375,043	283,942	20.6%
平成28年7月	1,385,278	304,642	22.0%
平成29年7月	1,389,578	317,501	22.8%
内 訳	公営住宅	246,523	146,911
	民営の 賃貸住宅	914,419	157,885
	その他	228,636	12,705
			59.6%
			17.3%
			5.6%

日本年金機構等との情報連携について

- 日本年金機構等との情報連携開始については、平成30年3月以降順次実施を目標に準備を進めている。
- 情報連携の対象となる主な手続については、以下のとおり(開始時期は現時点の目標。)

(1) 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

【H30.3～順次開始を目標】

※一定の試行運用期間を経て開始予定

① 原則、行政機関等間で書類を授受している手続(行政機関間手続)

各種公用照会手続において、地方公共団体等から日本年金機構への照会文書の送付や日本年金機構から地方公共団体等への回答文書の送付が不要となる。

(例)精神障害者保健福祉手帳の交付に当たり、地方公共団体から日本年金機構に障害年金の障害等級等を確認する

ための文書送付が不要となる。

② 原則、申請者へ書類の提出を求めている手続(対住民手続)

住民から地方公共団体等への各種手当等の申請時において、これまで必要とされていた年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知書等)を添付することが不要となる。

(例)住民が地方公共団体の窓口で児童手当の現況届を提出するに当たり、年金加入証明書の添付が不要となる。

(2) 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

【H31.1～順次開始を目標】

※一定の試行運用期間を経て開始予定

日本年金機構への年金関係の届出において、これまで必要とされていた住民票の写しや課税証明書等を添付することが不要となる。

(例)年金の裁定請求に当たり、住民票の写しや課税証明書の添付が不要となる。

国民年金保険料免除申請に当たり、雇用保険受給資格者証の添付が不要となる。

生活保護受給者が行うぱちんこ等について

- 生活保護受給者が社会常識の範囲内ではぱちんこ等を行うことを一律に禁止することは、慎重な検討が必要。
- 一方で、ぱちんこ等で過度に生活費を費消し、本人の健康や自立した生活を損なうようなことは、「最低生活の保障と自立の助長」という生活保護の目的からも望ましくない。
- 前回の生活保護法の改正において、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自らの状況を適切に把握する責務を具体的に規定したところであり、保護の実施機関は、必要に応じて助言・指導等を行うこととしている。

参考) ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対する地方自治体の対応状況について

1. 調査の概要

- 全国の自治体に対し、平成28年度中の①ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対して助言や指導・指示を行った件数、②収入申告の件数と金額、③収入申告しなかったことによる不正受給の件数と金額等について調査を実施。

2. 調査の結果

- ① ぱちんこ等を行うことに対する助言や指導・指示を行った件数等

	合計	内訳				
		ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	その他
件数 (件)	3,100	2,462	243	110	118	132
合計金額 (万円)	40,260	333	1,146	33	70	38,675

- ② ぱちんこ等による収入の収入申告の件数等

	合計	内訳				
		ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	その他
件数 (件)	464	145	79	11	10	4
合計金額 (万円)	40,260	333	1,146	33	70	38,675

- ③ ぱちんこ等による収入を不正受給として被保護者から徴収した件数等

	合計	内訳				
		ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	その他
件数 (件)	100	3	56	8	19	2
合計金額 (万円)	3,056	287	2,266	178	211	113

第 1 生活保護制度の適正な実施等について

1 生活保護制度全般についての検討

平成25年の生活保護法の一部改正法の附則においては、施行後 5 年を目途として検討を行うことが規定されている。

これまで、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「自立支援部会」という。）や、生活保護制度に関する国と地方の協議等において、制度の見直しに関する様々な課題について審議が重ねられ、平成29年12月に自立支援部会の報告書がとりまとめられたところである。

生活保護制度の見直しについては、今後、自立支援部会の報告書を基に、運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る（予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施）とともに、法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者自立支援法等とあわせて、生活保護法の改正法案を本年の通常国会に提出したところである（「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（第196回国会））。

2 無料低額宿泊所等について

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に生活保護受給者等を住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在すると指摘されている。現行の無料低額宿泊所に対する規制は、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「指針」という。）により一人当たりの面積や構造設備等の基準が示されているが、法令に規定されているものではなく、これを担保するための行政庁の処分権限が実効的ではないなどの課題がある。

他方、単身での生活が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活における支援を行いながら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等も存在している。しかし、この日常生活における支援を制度上評価する仕組みがない。

このように、無料低額宿泊所等には、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設と

指針に基づく基準を遵守し、生活困窮者等の自立促進に資する良質なサービスを提供する施設が存在し、外見上区別できずに玉石混淆となってしまう。こうした課題を踏まえて今般、今国会に提出した「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」において、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化と単独での居住が困難な方への日常生活上の支援を盛り込んでいる。

まず、いわゆる「貧困ビジネス」対策については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の改正案において、同法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業など住居の用に供するための施設を設置して行う第二種社会福祉事業を「社会福祉住居施設」と定義した上で、

- ① 社会福祉住居施設を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、その市長）に届け出なければならないこと（事前届出制の導入）
- ② 社会福祉住居施設に係る設備の規模及び構造や、福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情への対応その他の運営に関する事項については、法律に基づく最低基準を創設し、都道府県（指定都市・中核市）は、省令で定める基準を標準又は参酌標準として条例で基準を定めること（法律に基づく最低基準の創設）
- ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合には、事業者に対する改善命令を発することができること（改善命令の創設）

など、規制強化策を盛り込んでいる。

また、法改正に加え、床面積に応じた住宅扶助費の減額措置の適用の強化についても検討していく。

他方、単独での居住が困難な方への日常生活上の支援については、生活保護法の改正案において、無料低額宿泊事業の用に供する施設等であつて、生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件（社会福祉法に基づく最低基準とは別に定めるもの）に該当すると都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、その市長）が認めたものを「日常生活支援住居施設」と位置付け、その上で、単独での居住が困難と認められる生活保護受給者が当該住居に居住している場合に、生活扶助の一部として、保護の実施機関が当該住居を運営する事業者に対して当該生活保護受給者の日常生活上の支援を委託することができるとし、その委託に要する費用を支弁することとしている。

社会福祉住居施設の最低基準や日常生活支援住居施設の認定基準等の具体的な内容については、自治体や事業者などの関係者の意見を聴きながら今後検討していくこととしている。（平成 32 年 4 月施行）

3 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）等（以下「実施要領」という。）により示しており、また、平成 26 年 7 月に施行された生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言を行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認する。申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

4 住宅扶助代理納付の活用について

住宅確保要配慮者については、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっている。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっている。このような背景から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（被保護入居者に係る特例関係）の施行について」（平成 29 年 10 月 26 日社援発 1026 第 2 号、国住備第 103 号厚生労働省社会・援護局長、国土交通省住宅局長連名通知）において周知しているとおり、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（国土交通省所管）が、昨年 10 月 25 日に施行された。

改正住宅セーフティネット法においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が追加されている。具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者（改正住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置（以下「代理納付等の措置」という。）を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条に基づく

通知を行った登録事業者への連絡について」（平成 29 年 11 月 17 日社援保発 1117 第 1 号、国住備第 110 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知）に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

今後、改正住宅セーフティネット法によるこれらの手続の施行状況を把握するために、①登録事業者から通知のあった件数、②通知に基づく代理納付等の措置状況等について調査することとしているため、ご承知置き願いたい。

代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の使途以外に費消され、結果として住居を失う可能性もあることから、引き続き積極的に活用されたい。

さらに、総務省においては、今年 1 月に低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に図る観点から、公営住宅への入居者等に対する対応状況、住宅確保要配慮者への支援の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置についての勧告が行われたところである。その中で生活保護制度に関するものとしては、公営住宅に入居する生活保護受給者にも多くの家賃滞納者が存在し、これらの者に対する代理納付の活用を進めるためには入居世帯の生活困窮状況等に係る情報を住宅部局と福祉部局で共有するなどの連携が必要であるとの指摘がなされた。

生活保護受給者の個人情報については、各自治体の個人情報保護条例等に基づき、これまでも適切に取り扱っているものと承知しているが、一方で、この個人情報の取扱いが障壁となって情報共有が進まないといった報告もなされている。このため、下記のように個人情報の取扱いについて例外を定めるなど独自に住宅部局と福祉部局との情報連携を図っている自治体があるので、これを参考として、公営住宅に入居する生活保護受給者に対しても、家賃滞納がある等住宅扶助の代理納付が必要と判断される場合には、代理納付制度の積極的な活用を努められたい。

（A市の例）

生活保護担当部局では、生活保護の申請時に家賃証明書の提出を求め、当該世帯が市

営住宅入居者に該当するかどうかを確認しており、家賃証明を発行する同市の住宅部局においても、当該世帯が生活保護受給者であることを把握し、家賃の滞納情報を毎月生活保護部局に提供することで、滞納情報を共有している。

また、生活保護担当部局では、住宅部局からの情報をもとに、同部局が定めた代理納付の実施に係るマニュアルに基づき、滞納期間が3ヶ月以上あり、かつ、住宅扶助費の全額を保護費として支給している世帯に対し、原則として職権により代理納付を実施している。

なお、住宅部局と生活保護担当部局の間で個人情報共有することについて、同市では、市個人情報保護審議会に諮り、本人同意は不要との見解が示され、個人情報に関する課題を解消している。

5 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成27年7月1日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、世帯によって経過措置の適用期限が異なることから、当該世帯における経過措置の適用状況を十分に把握した上で、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に運用するとともに、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成27年6月11日社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、実施機関におかれては、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図るなどにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援を行える体制を整えるなどの取組をお願いしたい。

なお、敷金等、契約更新料の特別基準による設定があるものについては、地域の実情に適うものになっているか検証を行い、地域の実情にそぐわない状況となっている場合は、見直しを行われたい。

6 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成 27 年 4 月から、生活保護受給者に少なくとも 12 箇月ごとの資産申告を求め、実施機関が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取されたい。また、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認することとしているが、一方、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる預貯金等を保有している場合には、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行われたい。さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行い、保護の変更や、停止・廃止を行うことを検討する必要がある。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意されたい。

7 金融機関等本店に対する一括照会等について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会を行うことによって、各実施機関の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資するものと考えている。

本店等一括照会は、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様

式等への変更を行ったところであるので、変更後の所定の様式を使用しているかどうか念のため確認をお願いします。また、生命保険会社に対して実施する法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところである。

一方で、金融機関からは、本店等一括照会の実施にあたり、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、引き続き徹底されていない事例が散見される状況にある。

迅速で正確な調査を行い、また今後の協力関係の維持・強化につながるよう、本店等一括照会の実施について、通知に沿った対応が徹底されるよう、管内実施機関に周知していただきたい。関係通知で定める実施方法等が遵守されていない事例については、適宜情報提供するので、管内実施機関に対する注意喚起を徹底されたい。

8 依存症対策について

ギャンブル等依存症対策については、昨年 8 月に、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられた。

その中では、生活保護受給者への支援として、「ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症の相談・治療を行う機関へのつなぎという観点からも、適切な助言や支援を行っていく必要がある」とされている。昨年 8 月に開催した生活保護担当ケースワーカー全国研修会においても依存症の概要や依存症者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等の相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について認識の共有を図ったところであり、各都道府県・指定都市・中核市等において実施する研修においても、管内福祉事務所のケースワーカーに対してギャンブル等依存症に対する基礎知識の普及が図られるよう努められたい。

また、生活保護受給者の行うぱちんこ等に対する福祉事務所の対応状況について調査

を実施したところ、平成 28 年度において全国で 3,100 件の助言、指導等が行われていた。ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対しては、福祉事務所において、ぱちんこ等で得られた収入も全て収入申告が必要であることを説明することが必要である。加えて、過度にぱちんこ等に生活費をつぎ込み、本人の自立した生活を損なうなど、生活保護の目的に反した保護費の支出を図っている場合には、自立支援プログラムを活用した金銭管理支援や公営競技等において取り組まれている本人申告に基づくアクセス制限制度の利用勧奨などの支援を行うことも検討する必要がある。ギャンブル等依存症が疑われる者に対する支援については、ケースワーカーだけで解決することは困難であるため、前述したように精神保健福祉センターや保健所に繋ぐことで、適切な専門医療機関等での早期の治療に繋げることも考えられる。この他にも、ぱちんこ等を過度に行うことが原因で家賃滞納となっている場合には、代理納付を活用し、生活保護受給者の居住の安定の確保を図るなどの対応も考えられることから、引き続き関係機関等と連携を図りつつ、生活保護受給者の状況に応じた適切な支援の実施をお願いする。

9 年金受給資格期間の短縮等への対応等について

(1) 年金受給資格期間の短縮等への対応について

平成 28 年 11 月 24 日に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号。以下「年金機能強化法」という。）が公布され、平成 29 年 8 月 1 日に施行された。年金機能強化法により、公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されることになり、生活保護世帯においても、受給資格期間短縮により新たに年金受給権を得る生活保護受給者により円滑に年金裁定請求手続が行われるよう、下記通知により周知を行ってきたところであるが、未請求者がいる場合には、引き続き適切に対応するよう管内実施機関に周知方よろしく願います。

- ・ 年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（平成 29 年 3 月 16 日社援保発 0316 第 1 号、年管管発 0316 第 4 号厚生労働省社会・援護局保護課長、年金局事業管理課長連名通知）
- ・ 年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（その 2）（平成 29 年 6 月 2 日社援保発

0602 第 1 号、年管管発 0602 第 3 号厚生労働省社会・援護局保護課長、年金局事業管理課長連名通知)

- ・ 年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（その 3）（平成 29 年 7 月 26 日社援保発 0726 第 1 号、年管管発 0726 第 4 号厚生労働省社会・援護局保護課長、年金局事業管理課長連名通知)
- ・ 年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（その 4）（平成 30 年 2 月 2 日社援保発 0202 第 1 号、年管管発 0202 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、年金局事業管理課長連名通知)
- ・ 年金受給資格期間短縮に伴い新たに年金受給権が発生する者の年金決定情報の提供と保護費への反映について（平成 29 年 9 月 5 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)

（2）法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査にかかる留意点について

法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査については「生活保護法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査について（留意事項）」（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「留意事項事務連絡」という。）により実施していただいているところであるが、日本年金機構から、法第 29 条に基づく調査について、留意事項事務連絡に記載されている実施方法について徹底されていないとの指摘がなされているところであり、以下の点について、改めて管内実施機関に徹底されたい。

- ・ 将来の年金受給見込額については、日本年金機構において、必ずしも正確な情報を提供することができないため、調査事項に含めずに、必要に応じて、生活保護受給者本人に対して年金事務所における年金相談等の利用を勧奨すること。
- ・ 平成 30 年度においては、年金額が平成 29 年度より据え置きとなるため、例年であれば改定後の年金額について 6 月初旬に日本年金機構から年金受給権者に対して送付される「年金額改定通知書」は送付されない。年金額の確認については、まず生活保護受給者に対して「年金振込通知書」の提示を求める等、年金事務所に過度な負担を生じさせないように留意すること。

- ・ 調査先に提出される生活保護受給者の同意書が平成 25 年の生活保護法改正前のものである場合には、当該同意書は従前の調査範囲についてのみ同意したものであるため、回答も従前の範囲（資産及び収入の状況）で行われるものであること。

加えて、調査に対する回答については、日本年金機構の内部規程により、公印省略ができることとされているため、回答文書に公印が押印されないことについてご了承ください。

10 会計検査院からの指摘について

会計検査院平成 28 年度決算検査報告において、一部の地方自治体で、

- ア 適切に債権管理を行っていなかった返還金等債権を国庫負担金の対象となる不納欠損額に計上していたこと
- イ 保護施設事務費について、看護師加算等の要件を満たしていないのに加算を行っていたこと

などから、保護費が過大に交付されていたとの指摘があり、不当とされた国庫負担金額の返還が求められたところである。

返還金等の債権については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社援保発 1006 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、時効の中断などの適切な債権管理を行うことなく不納欠損とした場合には国庫負担金の精算対象外となる。

また、保護施設事務費の看護師加算等については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和 63 年社施第 85 号厚生省社会局長通知）に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において加算配置数として規定する職員が加配されていることなどの要件をすべて満たした場合に限り、加算が認められるので留意すること。

11 日本年金機構との情報連携について

平成 30 年 3 月以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等に基づき、日本年金機構との情報連携ネットワークシステムを通じた情報連携が順次開始される予定であるため、各自治体の生活保護担当部局におかれては、その取扱いに遺漏なきようお願いする。

なお、当該情報連携の開始に向けて、各制度所管部局から運用上の課題等をまとめた事務連絡の発出を予定しているところであり、その円滑な実施のために活用されたい。

第2 子どもの大学等進学支援等について

1 進学準備給付金の支給、住宅扶助費を減額しない措置について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」については子どもの貧困対策の指標として設定されているが、平成28年4月時点で33.1%であり、全世帯の平均と比較して低い状況である。

これまでは、子どものアルバイト収入や恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定除外とするなどの支援を行ってきたが、自立支援部会の報告書では、「大学等に進学する際、生活保護費（特に住宅扶助）が一人分減額されることが、子どもの進学意欲を削いでいる（中略）生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情もある」との指摘がなされ、「生活保護制度特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直すべき」とされている。

これを踏まえ、平成30年度から、①大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金」制度の創設について生活保護法の改正案に盛り込むとともに、②大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置（転居せずに引き続き出身世帯と同居して通学する場合）を予算案に盛り込んでいる。

については、各実施機関において対象者の把握や財政当局との調整等、予算案や所要の法律改正案が成立し、制度を開始できることとなった場合の円滑な実施に留意されたい。

【参考】改正法律案及び平成30年度予算案に盛り込んでいる事項について現在検討している具体的な内容

（1） 進学準備給付金

① 対象者

生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの（出身元の生活保護受給世帯と同居し「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以

下「局長通知」という。)) 第1により世帯分離の対象となる者を含む。) とする方向で検討中。

また、やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学するものも含む方向で検討中。

② 対象となる教育機関の種類

以下の教育機関とする方向で検討中。

ア 大学

イ 短期大学

ウ 専修学校（専門課程）

エ 各種学校、専修学校（一般課程）、高等学校専攻科で、実施機関においてその就学が自立助長につながると認められる学校。

オ 各法で定められている大学校

③ 支給額

次の内容を予算案に盛り込んでいる。

ア 出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学することとなる者 10万円

イ ア以外の者（大学等への進学に当たって出身世帯の住居から転居し下宿等から通学することとなる者） 30万円

④ 制度の開始時期

進学準備給付金の支給については、平成30年3月に高等学校等を卒業し、翌4月から大学等へ進学する者に対しても支給する。

⑤ その他

進学準備給付金は、就労自立給付金と同様に、（目）生活扶助費等負担金の対象とし、平成30年3月卒業の者に対する予算は平成30年度予算案に計上している。

（2） 大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置

① 対象となる世帯

大学等に進学することにより、局長通知第1により世帯分離とされている者が同居する生活保護受給世帯とする方向で検討中

※ （1）①と異なり、平成30年4月に大学等へ進学する者だけではなく、

平成 30 年 4 月時点において前年度から引き続き局長通知第 1 により世帯分離されている者が同居する世帯を含む方向で検討中

② 制度の開始時期

関係通知を改正し、平成 30 年 4 月から運用を開始する方向で検討中

2 高校生等の進路に対する支援について

生活保護世帯の高校生等が希望する進路に進むためには、高校入学直後などの早い時期から、活用できる制度の説明を行うなど、実施機関による丁寧な支援をお願いしたい。

大学等への進学を希望する場合は、世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等への進学も可能であることを伝えた上で、①アルバイト収入や恵与金・貸付金については、事前に実施機関に相談して承認を得た上で、収入として認定せずに学習塾費に充てたり、将来必要な大学等の入学料等に充てるために手元に残す取扱いが可能なこと、この他、修学旅行費用など高等学校等就学費で賄いきれない経費に充てることが可能なこと、②大学等への進学が決まった場合には、前記の進学準備給付金が支給されることなどについて、保護者だけでなく高校生等本人にも説明していただくとともに、その適切な運用に万全を期されたい。

さらに、平成 30 年度予算案において、高校卒業予定の者等に対する大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内等を行う家計相談支援事業の実施に係る予算を計上しているので、ご承知おき願いたい。

加えて、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業において、平成 29 年度から、①給付型奨学金制度の創設、②無利子奨学金における低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現、③所得連動返還型奨学金制度の導入が行われている。特に給付型奨学金については、平成 30 年度から制度を本格的に開始することが予定されており、給付対象となる可能性のある生活保護受給世帯の子ども及び保護者に対して周知を図るよう、管内実施機関あて改めて周知をお願いしたい。

また、就職を希望する場合は、必要に応じて就労支援員等による支援を提案するとともに、就職が決まった者に対しては、洋服類等を購入するための就職支度費、自動車運転免許を取得するための技能習得費、就職地に赴くための移送費等を、就職の状況に応じて適切に支給されたい。

各実施機関においては、進路希望を早めに把握した上で、希望する進路に進めるようこれらの支援を適切に行い、生活保護世帯の子どもの自立に向けて取り組んでいただきたい。特に進学については、費用の準備等は早い段階から行う必要があるため、高校1年生や2年生の時から希望を把握するよう努めていただきたい。

なお、中学生以下の子どもについても、高校生等と同じように、ケースワークや子どもの学習支援事業などを通じて、課題に即した必要な支援を実施していただきたい。

第3 就労・自立支援の充実について

1 就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、「経済・財政再生計画改革工程表」において、

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことを KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として定めているほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれているところである。

これらの KPI の目標の達成に向けて、対象者や社会資源が少ない地方自治体における被保護者就労準備支援事業の実施を促すため、平成 30 年度予算案に、都道府県を中心とする広域実施を推進する事業の実施に係る予算を計上している。各自治体におかれては、就労支援員の適切な配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施など、積極的な取組をお願いしたい。また、自治体に設置するハローワークの常設窓口を増設する等により、支援体制を充実することとしている。

特に事業参加率については、平成 28 年度実績では、KPI を大きく下回っている。各自治体におかれては、「平成 28 年度就労支援促進計画の実績評価」において、就労支援事業等に参加していない者の状況を把握いただいたところであり、そのうち、就労中であつても稼働能力を十分に活用していない者や、ハローワーク等で求職活動中であるものの十分に求職活動していない者、積極的に求職活動しているもののその効果が十分でない者に対しては、事業の趣旨等を説明した上で就労支援を実施することを原則とするなど、事業への確実な参加に向けた取組を推進していただきたい。

一部の自治体においては、事業への参加に対して消極的で、自主的に行う求職活動を希望する者に対しては、一定期間自主的な求職活動を実施した後も就労に結びつかなければ再度事業への参加を提案するなどの働きかけを行っているので、各自治体におかれては参考としていただきたい。

ただし、被保護者の状態は多様であることから、就労支援に当たっては、被保護者自らの希望を尊重し支援を行っていくことが必要である。このため、支援に当たっては、あらかじめ自立に向けた取組について、本人に説明し、同意を得て支援を実施していただきたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2016 年度 就労支援促進計画の実績値平均 36.4%（確定値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2016 年度 就労支援促進計画の実績値平均 42.4%（確定値）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）
2015 年度 35.5%

2 就労自立給付金の見直しについて

就労自立給付金については、平成 28 年度では 10,451 件の活用実績があり、受給者へのアンケートでは約 6 割が給付金制度により就労意欲が変化したと回答する等、一定の効果をあげているとみられる。他方で、就職後すぐに保護廃止となったため仮想的積立期間がなかったことなどの理由により、給付金の支給を受けなかった世帯が、就労自立による保護廃止世帯のうち約 6 割に上るほか、仕組みが複雑であることから、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなどの指摘があり、自立支援部会の報告書では「就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるような内容に見直すべきである。」とされている。

そのため、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を行うことを検討している。この措置については平成 30 年 10 月施行の生活保護基準改正と同時期に施行する予定であるため、就労による自立が見込まれる者に対して積極的に周知願いたい。

【参考】現在検討中の見直し内容

- ・ 仮想的積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2 万円、複数世帯：3 万円）
- ・ 積立率を一律 10%とする

3 就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、改革工程表に設定された生活保護受給者の就労支援に関する KPI の達成に向け、特に就労支援事業等への参加率が低いことから、被保護者数が一定以上の区市町村の計画の一部を公表し、現状を客観的に把握し、課題を認識・見える化を行うことにより、参加率が低い自治体を中心に底上げを促す取組を行うことを検討しているので、ご了解いただきたい。また、平成 29 年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修・啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引上げを行ったところであるが、平成 30 年度についても引き続き実施することとしているので、ご了解願いたい。

4 被保護者就労支援事業について

本事業においては、①就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）、②稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）、③就労支援の連携体制の構築（地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）をしていただくこととしている。

高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者など、年齢や様々な要因により就労につながりにくい状況にある者に対しては、関係機関との協力・連携体制の構築を通じて新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。

また、本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは就労支援員が「その他の世帯」120 世帯に対して 1 名となっていない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成 22 年 9 月 14 日 社援発 0914 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

5 被保護者就労準備支援事業について

被保護者就労準備支援事業については、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成 27 年 4 月より実施していただいているところである。

本事業は、就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者の支援として、重要な役割を担うものであるが、平成 29 年度において実施している地方自治体は約 28%程度にとどまっている。生活面や健康面、家庭環境、学歴、病歴等様々な就労阻害要因を有する個々人の課題に応じた丁寧な支援が必要であるため、生活困窮者自立支援の機関や地域の社会福祉法人、NPO 法人などとも連携を図り地域の資源を有効に活用することなどにより、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、今年度の社会福祉推進事業では「就労に向け準備が必要な生活保護受給者への効果的な支援のあり方に関する調査研究」を採択し、各自治体における支援内容等の集計や分析、先進事例のヒアリングを実施しており、年度末には結果を公表する予定である。

また、対象者や社会資源が少ない地方自治体における事業の実施を促すため、複数の自治体による事業の広域実施を推進する「被保護者就労準備支援推進費」の配置に係る費用の補助を平成 30 年度予算案に計上し、都道府県を中心とする複数自治体による広域で事業を実施する際に、当該推進員が都道府県内における地域資源や支援効果等の分析、支援方法の調査・研究を行い、広域での事業実施による効率的・効果的な取組を推進することとしているので、事業の実施について積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援が重要である。そのため訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」を、被保護者就労準備支援事業の一類型として平成 30 年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

6 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の国庫負担・補助の基準について

被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 30 年度の基準額の設定については、現在検討しているところだが、平成 30 年度予算においては、29 年度よりも実施自治体数の増加を見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれては、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、基準額に一定の経過措置を設けていたところであるが、国庫補助の公平な配分の観点から、平成 30 年度より廃止する。

7 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、平成 29 年度中に常設窓口を 204 か所設置することとしており、平成 30 年度においては 209 箇所まで増設する予定としている。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

また、平成 30 年度に新規に常設窓口を開設することになる自治体におかれては、常設窓口の開設に向けて都道府県労働局及びハローワークと調整いただき、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道にのるよう、ご協力いただきたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、地方自治体においては、引き続き、定期的に対

面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- (1) 日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- (2) 協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有
- (3) 支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成 27 年 9 月 30 日職発 0930 第 8 号、能発 0930 第 22 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長連名通知）の内容をご承知いただき、労働局及びハローワークとの一層の連携に努めていただくようお願いする。生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するための「就労準備状況のチェックリスト」についても、各地方自治体においては、ハローワークとの認識共有に効果的なツールとして、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

また、就職後ハローワークにおいても事業所訪問等、必要な定着指導を行うこととしているが、平成 29 年度より「事業所訪問等を含む就職後の職場適応・定着に向けたフォローアップ」や「個別求人開拓及び事業主に対する求人条件緩和指導等」を担当する定着支援担当のナビゲーターが新設された。離職しそうな時にはハローワークへの情報提供や連携して助言等必要な支援を行う等、就職後もハローワークと連携し、もし離職した場合は再度支援要請をするなど、きめ細かな対応をお願いする。

さらに、平成 28 年 10 月 19 日に、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対する助成措置を創設した。これに伴い、本事業における地方公共団体からハローワークへの支援要請手続等の一部見直しを行ったため、事業の円滑な実施に向け、ハローワークとの連携をより一層強化していただくようお願いしたい。支給金額は以下のとおりである。

対象者 \ 企業規模	中小企業	大企業
短時間労働者以外の者	30 万円×2 (※)	25 万円×2
短時間労働者	20 万円×2	15 万円×2

(※) 助成対象期間は 1 年。6 ヶ月ごとに 2 回支給。

8 被保護者家計相談支援事業について

これまで、生活保護受給者に係る家計管理の支援については自立支援プログラム等により金銭管理とともに実施している場合が多かったが、就労による自立を目指す生活保護受給者や高校卒業後に進学を検討している子どもがいる世帯は、保護脱却後の再受給防止や進学費用の準備等のために、生活困窮者自立支援制度における家計相談支援を利用することが効果的であるとの指摘があり、自立支援部会の報告書においても、「生活保護受給者の自立支援を行う際や、子どもの進学を目指す際などに、家計相談支援を活用する機会を設けるべき」とされている。

このため、平成 30 年度予算案において、生活保護受給世帯に対し家計相談支援事業を行う予算を計上し、保護廃止が見込まれる被保護世帯に対して、保護廃止を見据えた家計管理方法の提案や支援、また、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対して、大学等への進学に向けた費用についての相談や助言、各奨学金制度の案内等を行うこととしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、実施に当たっては、保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計相談支援について、生活困窮者自立支援制度による家計相談支援事業を行っている自治体については一体的に実施することが効果的・効率的と考えられることから、関係機関との連携にご配慮いただくようお願いする。

9 居住の安定確保支援事業について

被保護世帯が良好な住環境の下で安心して生活することができるよう、入居支援や入居後の様々な支援を調整する「居住の安定確保支援事業」について、その積極的な実施をお願いする。

特に、事業の実施にあたっては、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国住賃第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が所管する住宅施策の居住支援協議会（住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項に基づき組織されている協議会）と入居可能な民間賃貸住宅の情報共有等、連携に努められたい。

10 自立支援プログラムの策定について

各自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理支援の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

なお、「自立支援プログラムによる金銭管理支援の実施について（平成 28 年 4 月 28 日付け事務連絡）」において、公共料金等を滞納してしまうなど生活保護費を適切に管理することが困難な生活保護受給者に対する金銭管理支援の実施例を示しているので、金銭管理支援を実施するにあたっては参考にされたい。

11 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

生活保護行政と生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮者法」という。）に基づく事業との連携が重要である。

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者について、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。特に、被保護者家計相談支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き支援を受けることが望ましい。

この点については、本年の通常国会に提出している両法の一部改正法案においても、相互に対象者への情報提供等の措置を講じる旨の規定を盛り込んでいるところである。

ついては、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

第4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

1 後発医薬品の更なる使用促進について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標（KPI）として、2018年度までに80%とすることを掲げている。

各地方自治体における各般の取組により、使用割合は、平成29年6月審査分で72.2%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となり、平成28年6月審査分（69.3%）に比べ、2.9ポイント上昇したものの、2017年央までの目標である75%には届かなかったところである。

医療扶助における後発医薬品の使用については、平成25年の生活保護法改正において医師等が使用を可能とした場合は後発医薬品の使用を促すことを規定して以降、使用割合は増加してきている一方で、都道府県ごとの使用割合に差があり、一部では使用割合の伸びが鈍化してきているとの指摘がある。実際、平成26年から平成28年までの間に、年平均5ポイント以上の上昇が見られていたが、平成29年6月審査分では2.9ポイントの上昇にとどまった。また医師が一般名処方をしたにもかかわらず、薬局において後発医薬品が調剤されなかった理由として、「患者の意向」の割合が6割以上という調査結果もあり、制度に対する国民の信頼を確保するため、更なる取組が求められている。

このため、医師又は歯科医師が医学的見地から後発医薬品の使用を可能と認めている場合に、後発医薬品の使用を原則とすることを生活保護法の改正案に盛り込んでおり、その旨、ご承知おき願いたい（平成30年10月施行予定）。

2 頻回受診の適正化について

医療扶助における月間の患者1人あたりの医療機関受診日数（入院外）の年次推移を見ると、近年減少傾向にある。一方、受診状況を把握する対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者に対して、適正受診指導が行われているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は45%程度となっている。対象者によっては適正受診指導の効果が一時的であり、一定期間を経過した後に受診回数が増加してしまう場合もある、との指摘があり、更なる対策が求められている。

このため、個々の生活保護受給者の生活面や健康面の実情に応じた対策を行うという視点が重要であることから、平成30年度予算案において、福祉事務所に「付き添い指導

員（仮称）」と配置するための予算を計上し、当該指導員が医療機関へ同行するなどして、かかりつけ医の医師との連携の下、丁寧な指導や必要な受診の積極的勧奨を行うこととするとともに、福祉事務所が頻回受診の指導を行うに当たって、かかりつけの医師と協議して患者指導を行う医師を委嘱するための予算も計上しているため、ご承知おき願いたい。

3 薬局の一元化について

被保護者が複数の処方せんを一つの薬局に持参することにより、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行うことは、重複調剤の適正化や被保護者の健康管理に資するとともに、医療扶助の適正化効果も見込まれる。平成29年度の財務省の予算執行調査においては、同様の取組を実施した自治体に対して取組効果を調査したところ、向精神薬の重複調剤患者数や1人あたり調剤費等について、一定の効果が見られるとの報告がなされている。

このため、平成29年度において、モデル事業を実施し、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一か所にした場合の効果を測定しており、平成30年度は、その結果を踏まえて、指定医療機関・薬局の所在、交通機関等の地域ごとの事情にも配慮しつつ、全国で本事業を推進したいと考えているのでご承知おき願いたい。

4 生活保護受給者の健康管理支援について

生活保護受給者の約8割以上が何らかの疾病により医療機関を受診しており、糖尿病、高血圧症、又は脂質異常症のいずれかに罹患する者が、受診者の約4分の1を占めるなど、医療を必要とする受給者が多い。また、健康増進法による健診受診率は約10%となっており、適切な食事習慣や運動習慣を確立している世帯の割合も一般世帯より低い。このように、生活保護受給者は健康上の課題を抱える者が多いにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。

また、現役世代については、医療機関の受診率が医療保険の加入者よりも高い傾向にある一方、子どもについては医療保険の加入者よりも低い場合もあり、適切な受診の促進が求められる。さらに、経済的な暮らし向きにゆとりがない家庭の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、肥満や虫歯など健康への影響があることが指摘されている。

このため、平成28年7月より「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、生活習慣病の重症化予防のみならず、予防的観点も含めた生活保護受給者の健康管理支援のあり方を検討し、平成29年5月にとりまとめを行った。これを踏まえて、自立支援部会においても議論を行い、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がかかりつけの医師と連携のもと、生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進する健康管理支援事業を行うこと、国は、事業のマニュアルを策定するほか、全国及び各地域における生活習慣病の罹患状況等の分析・情報提供等により福祉事務所の取組を支援すべきことが同部会の報告書に盛り込まれた。

現在、生活保護法の改正案に健康管理支援事業を創設する規定を盛り込む（平成33年1月施行予定）とともに、事業の枠組や具体的な実施方法などについて、「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」の下にワーキンググループを設置して議論を行っており、今後各自治体向けのマニュアルを作成する予定である。

また、子どもの生活習慣改善を目指したモデル的な取組として、平成30年度予算案に、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」を計上しているので、ご承知おき願いたい。

5 平成30年度予算案における医療扶助の適正実施の強化について

医療扶助の適正実施の強化にあたり、平成30年度予算案に49億円を計上しているところである。

事業内容は次のとおりである。

＜レセプトを活用した医療扶助の適正化事業：補助率3/4＞

治療中断者、頻回受診者、後発医薬品の使用割合が低い者、重複調剤の防止が徹底されていない者、障害者総合支援法の自立支援医療等の他法他施策を適用できる者等を、レセプトから抽出し、既存の医療扶助適正化等事業に繋げるとともに、他制度の利用が可能な者については、その申請手続を支援する。

なお、これまで実施してきた診療報酬明細書の資格点検及び内容点検の支援についても継続していく予定であるが、特に内容点検については、平成28年度より医療券における受給者番号を固定していることから、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において既に縦覧点検が可能となり、コンピュータを活用して「横計・縦計

等の計算誤りの確認」「傷病名と診療内容との関連についての確認」等は機械的に点検している。

こうした状況やこれまでの内容点検の効果の実績等を勘案し、レセプトの内容点検については、重点的に実施する項目を精査の上実施されたい。

また、内容点検により再審査を実施した事例のうち、査定された事案（申出が認められたもの）について、今後情報収集を行う予定であるのでご承知おきいただきたい。

<生活習慣病の医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化（モデル事業）：補助率 10/10>

福祉事務所の「付き添い指導員（仮称）」が、生活習慣病の治療中断者や未受診者、一定回数以上に医療機関へ受診してしまう頻回受診者に付き添うことで、医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化を行う地方自治体を支援するものである。なお、本事業は補助率 10/10 であることから積極的な事業実施をお願いしたい。

なお、「付き添い指導員（仮称）」は、保健師等の専門職が望ましいが、地域の実情に応じて、生活保護制度に精通しているケースワーカーOB 等、本取組を円滑に実施する上で福祉事務所が適当と認めた者でも差し支えないものとする。

<頻回受診指導を行う医師の委嘱促進：補助率 3/4>

頻回受診の指導に当たり、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の人件費を助成するものである。頻回受診者に対する指導については、医師による指導も効果的であるため、積極的な事業実施をお願いしたい。

<子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業：補助率 10/10>

福祉事務所が主体となって、生活保護受給世帯の子どもとその養育者に対する健康生活の支援を行うモデル事業を実施する。

なお、本事業は、全国的に事例が乏しいことから、事業の実施に当たり、地域の実情に応じて適切に検討していただきたい。また、本事業は補助率 10/10 であるとともに優良な事例については全国展開を検討していることから、積極的な事業実施をお願いしたい。

6 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日社援保発第58号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨指導を行っている例があるとの指摘がある。

このため、あらためて周知徹底をお願いするとともに、医師の同意については、ケースワーカー等に対して、あらためて下記医療扶助運営要領の取扱いの周知徹底をお願いする。

（医療扶助運営要領第3－7）

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

（「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2）

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいのか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、指定施術機関に対する病状調査について、一部の福祉事務所においては、対象外としているケースが見受けられるが、指定施術機関に対しても、病状調査は可能であることに留意すること。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護に

においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な支給について」（平成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 7 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いします。なお、厚生労働省保険局より「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査等について（通知）の一部改正について」「平成 29 年 9 月 4 日付保医発 0904 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知」において、柔道整復療養費審査委員会に重点的審査事項として、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関すること等が追加されるなどしているが、医療扶助における取扱いについても、現在検討中である。

7 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしている。

各地方自治体におかれては、本取扱いについて再度確認の上、適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いします。

第5 地方自治体の体制整備等について

生活保護担当のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、平成 30 年度においては、直近の保護の動向を踏まえ、道府県の標準団体でケースワーカー 1 人の増員が予定されている。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう、関係部局との調整を図られたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（平成 30 年度）

・ ケースワーカー

道府県 24 人（対前年度＋1 人）

市町村 16 人（対前年度±0 人）

・ 査察指導員

道府県 4 人（対前年度±0 人）

市町村 3 人（対前年度±0 人）

※ 標準団体規模（道府県：人口 20 万人、市町村：人口 10 万人）

第6 平成30年度生活保護基準について

1 生活保護基準の検証結果について

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ科学的見地から、評価・検証することとしている。

平成29年の検証では、主に生活扶助基準と有子世帯の扶助・加算を中心に検証を行い、平成29年12月に同部会の報告書が取りまとめられた。

① 生活扶助基準について

生活扶助基準の検証については、平成26年に実施された全国消費実態調査を基礎データとして用いて、現行の基準額と一般低所得世帯の消費水準との比較を行った。

その結果、モデル世帯として設定した夫婦子1人世帯の基準額は、一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費水準と均衡していることを確認した。一方、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの基準額と消費実態に乖離が見られた。

② 有子世帯の扶助・加算について

有子世帯に対する扶助・加算については、給付の根拠が不明確との指摘があり、子どもの貧困対策の観点を踏まえて、生活保護制度で保障すべき子どもの健全育成に係る費用の範囲・水準について検証を行った。

ア 児童養育加算

児童養育加算については、当該加算が子どもの教養文化的経費や健全育成に資する経費等の特別の需要に対応して設定されていた経緯や、子どもの貧困対策を踏まえ、一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応する観点から、子どもの健全育成にかかる費用に着目して検証を行った。

具体的には、生活保護世帯において学校外活動の費用が十分に捻出できるよう、一般低所得世帯と中位階層の世帯の学校外活動費用の水準を比較したところ、1万円の差が確認された。

イ 母子加算

母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して、ひとり親世帯がふたり親世帯と同程度の生活水準で暮らすために必要な費用の検証を行った。

具体的には、ふたり親（子1人）世帯について、一定割合の社会的費用（変動的

経費）が確保されていると認められる生活水準（支出に占める固定的経費の割合が急激に上昇する点）で暮らす場合における生活扶助相当支出額を算出した上で、ひとり親（子1人）世帯が同程度の固定的経費の割合で暮らす場合における生活扶助相当支出額を推計して、その差額を求めることにより、ひとり親世帯のかかり増し費用を推計した。

ウ 教育扶助・高等学校等就学費

教育扶助及び高等学校等就学費については、義務教育や高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、それぞれ平均的な学校教育にかかる費用を検証した。

2 生活保護基準の見直しについて

生活保護基準の見直しについては、1の生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

① 生活扶助基準について

生活扶助基準の見直しについては、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行うこととしているが、生活保護基準部会において、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助費、母子加算及び児童養育加算の合計の減額幅を現行基準から▲5%以内にとどめる緩和措置を講ずることとしている。

また、被保護者世帯への周知や地方自治体におけるシステム改修に要する期間を考慮して、平成30年度については10月から実施することとした上で、激変緩和のために、3年間をかけて段階的に実施することとしている。

② 有子世帯の扶助・加算について

ア 児童養育加算

児童養育加算の見直しについては、現行の児童手当と同額とする基準を改め、子ども1人に対して一律月額1万円を支給するとともに、支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大することとする。

イ 母子加算

母子加算の見直しについては、ひとり親世帯がふたり親世帯と同程度の生活水準で暮らすために必要な費用として推計した生活扶助相当支出額(平均約 13 万円)と、実データから算出したひとり親(子 1 人)世帯の生活扶助相当支出額(平均約 11.3 万円)との差額を考慮して、平均月額約 1.7 万円を加算額とする改定を行うこととする。

ウ 教育扶助・高等学校等就学費

教育扶助及び高等学校等就学費の見直しについては、学習支援費については、毎月の金銭給付を改め、年額上限を設けた上でクラブ活動費の実費支給を行う方法とするとともに、入学準備金の増額や高校受験料の支給回数の拡大(原則 2 回)等の見直しを行うこととする。

エ 施行時期

アからウの施行時期については、今回の生活扶助基準の施行時期とあわせて平成 30 年 10 月から実施することとしている。アのうち加算額が減額となる対象者及びイについては、3 年間をかけて段階的に実施する激変緩和措置を講ずることとしている。

なお、見直しにかかる告示等の改正については、平成 30 年度予算が成立した後に行う予定であるが、自治体における円滑な実施に支障のないよう、予算案の審議状況を踏まえながら適宜必要な情報提供を行うこととしている。

3 生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について

生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、本年 1 月 19 日の閣僚懇談会において、政府の対応方針として、

- ① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること
- ② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成 30 年度の影響はなく、平成 31 年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること
- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

について確認したところである。

それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないようにするなど、各府省、地方自治体と協力しながら今後、対応していくこととしている。

なお、上記の対応方針を踏まえた通知を予算成立後速やかに、厚生労働省から各自治体宛に発出するとともに、広範かつ確実に周知がなされるよう、関係各省庁に対しても、各自治体の関係部局に内容を周知するよう依頼を行うことを予定しているところであり、生活保護担当部局においても関係部局と連携の上、自治体内部での幅広い周知をお願いしたい。

また、従前より、保護の停廃止の際の要否判定においては、実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要及び以後特別な事由が生じない限り保護を必要としない生活が維持できるか否かを判断することとしており、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担なども考慮した上で判定することとしている。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等を含め、保険料・自己負担金等（軽減後）を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の停廃止を行うことに改めて留意願いたい。

4 その他の扶助基準について

住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

これらの施行時期については、生活扶助基準の改定と同様に平成 30 年 10 月から実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等（重度障害者加算や医療特別手当に係る収入認定除外等）については、平成 30 年 4 月から実施することとしているので、ご了解願いたい。

5 生活保護基準の見直しに伴うシステム改修について

システム改修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国庫補助 1／2）により、所要の経費を補助することとしているので、各自治体におかれては、

必要な予算の確保に向けた準備をお願いする。

なお、上記補助金のうち、システム改修経費分については個別に事前協議を行うこととしており、4月上旬に事務連絡を発出する予定であるので、ご了承ください。

第7 生活保護関係予算について

1 生活保護費等負担金について

(1) 平成30年度予算（案）について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等を勘案して必要額を算出した上で、生活保護基準の見直し、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、診療報酬改定の影響などの政策増減を勘案し、2兆8,637億円を計上している。

平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算額	平成30年度予算（案）
2兆8,803億円	2兆8,434億円	2兆8,637億円

(2) 平成30年度予算の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

平成30年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各地方自治体においては、常に管内の保護の動向等を注視し、適切に所要額を算出し、追ってお知らせする期限までに関係書類を提出していただくようお願いする。

なお、現在検討中の進学準備給付金について、平成30年4月から大学等へ進学する者に対しても支給する方向で検討していることに伴い、平成30年度は年度途中での交付要綱の改正を予定している。所要額への反映など具体的な事務手続については別途ご連絡するので、ご留意いただきたい。

(3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担

金の精算が適切に行われるよう改めて徹底されたい。

また、生活保護費等負担金の精算は事業実績報告書により行っており、提出期限を翌年度の6月末日としているが、多くの自治体で提出が遅れているところである。実績報告書の確認作業は国、自治体双方で時間を要するため、精算事務に支障を来さないためにも提出期限を遵守していただくようお願いする。

2 生活保護関係事業について

(1) 平成30年度予算(案)について

生活保護関係事業については、平成30年度予算(案)において、被保護者就労支援事業や被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正化等事業に必要な額を計上するとともに、新規・拡充分を計上したところである。

- 被保護者就労支援事業 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の内数
- 被保護者就労準備支援等事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数
 - ・被保護者の就労自立に向けた家計相談支援等の充実・強化 2.3 億円
 - ・広域実施による就労支援の促進 1.9 億円
 - ・アウトリーチ型就労準備支援事業 2.5 億円
- 生活保護適正化等事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数
 - ・医療扶助の適正実施の強化 49.0 億円
 - ・都道府県等による生活保護業務支援 5.0 億円
 - ・生活保護業務関係システムの改修(自治体システム分) 24.7 億円

(2) 平成30年度の執行等について

生活保護関係事業の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくとともに、生活保護関係事業と生活困窮者自立支援施策が連携することにより、事業の効果的、効率的な実施となるよう努めていただきたい。

なお、生活保護適正化等事業の業務効率化事業(補助率1/2)において、平成30年10月から実施する予定である生活保護基準の見直しや、進学準備給付金の支給に係るシステム改修の経費を補助することとしている。本事業については、補助金全体の国庫補助協議とは別に協議を行うこととしているので、ご了知いただくとともに、積極的な活用をお願いする。

また、生活保護基準の見直しについては3年間かけて段階的に実施することとしているが、システム改修については予算（案）の確保状況や効率的な執行の観点から、可能な限り平成30年度にまとめて実施していただくようお願いする。

3 保護施設の運営等について

(1) 保護施設関係予算について

保護施設の運営費については、平成29年の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の支弁基準の改定を行い、平成29年4月から適用することとしたところである。

また、平成30年度予算（案）においては、保護施設が取り組む各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

平成29年度当初予算	平成29年度補正後予算	平成30年度予算（案）
294億円	297億円	299億円

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金において、平成30年度予算（案）に72億円（障害者関係施設及び保護施設分）の予算を計上している。

(2) 水害・土砂災害対策の強化について

平成28年度においては、台風10号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日社援保発0909第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、保護施設における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について、改めて指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

平成29年度においては、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられたことを受けて、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を国土交通省と厚生労働省の共同により作成し、本マニュアルの記載内容も参考に、各都道府県等において保護施設の避難計画の点検を適切かつ確実に行っていただくよう依頼するとともに、保護施設の管理者等に対して避難計画の作成及び避難訓練の

実施を徹底していただくよう依頼したところである。

また、土砂災害対策に関して総務省行政評価局より勧告（平成29年5月26日付総評総第117号）がなされたことを踏まえ、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日社援保発1124第1号厚生労働省社会・援護局保護課長ほか課長連名通知）を発出し、①土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画が把握された場合に、建設申請者等への土砂災害に関する必要な情報提供と計画検討の要請が適切に行われるよう、累次の連名通知で示されている必要な対応について改めて周知するとともに、②要配慮者利用施設の立地状況等に係る関係部局間の情報共有等により一層緊密な連携を図るなど適切な対応を依頼したところである。

さらに、要配慮者利用施設の管理者等の土砂災害に関する知識や防災意識の向上等を図るための取組については、水防法・土砂災害防止法の改正の趣旨や土砂災害の種類と特徴等を記載した「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」等（国土交通省のWebサイトに掲載）を都道府県に情報提供するとともに、保護施設へ情報を周知するよう依頼したところである。

都道府県等におかれては、上記の依頼を踏まえ、引き続き、保護施設における水害・土砂災害対策の強化を図るようお願いしたい。

（参考となる国土交通省のWebサイト）

【水害関係】

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【土砂災害関係】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

（3）防火安全対策の徹底について

平成30年1月31日夜、北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという痛ましい事故が発生したことを踏まえ、「避

難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（平成30年2月2日社援総発 0202 第1号厚生労働省社会・援護局総務課長ほか課長連名通知）を発出し、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、施設管理者に対し改めて周知徹底をお願いしたところであり、保護施設において防火安全対策の更なる徹底が図られるようお願いする。

（４）介護保険適用除外施設の住所地特例の見直しについて

生活保護制度においては、救護施設に入所することにより居住地を変更した場合、変更前の自治体が保護費等を負担する仕組みがある。

一方、現行の介護保険制度では、他市町村から介護保険の適用除外施設である救護施設等に入所した者が退所して、介護保険施設等に移った場合、介護保険適用除外施設の所在市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村に代えて、介護保険適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになっている。

これに関し、介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直し、介護保険適用除外施設入所前の居住地又は現在地における市町村を保険者としてとすることとしている（平成30年4月1日施行）。この見直しの具体的な運用については、「介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的な運用について」（平成30年2月6日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）により示しているので、本事務連絡を踏まえ、適切に運用されたい。

第8 生活保護関係調査について

1 平成30年度生活保護関係調査の実施について

平成30年度に実施を予定している生活保護関係調査は、次の一覧表のとおりである。

被保護者調査については、月次調査は毎月のデータを、年次調査（基礎調査・個別調査）は7月末日現在のデータを、それぞれ生活保護業務データシステムに登録していただきたい。

特に平成31年4月から、新元号への対応や住宅扶助の代理納付状況など、月次調査・年次調査の双方において調査項目の追加を予定しており、これに対応するため、平成30年度に厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を予定しているところである。各地方自治体においては、調査実施に支障のないよう、「生活保護基幹事務システム」の改修を進めていただきたい。

医療扶助実態調査については、電子データでの提出となっており、提出期限までにレセプト管理データから抽出したデータを提出していただくこととなるので、引き続きご協力をお願いしたい。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成30年度に実施していただく地方自治体に関しては、ご協力をお願いしたい。

2 提出期限の厳守について

各調査は、各都道府県、指定都市及び中核市の関係者のご理解、ご協力により実施されているが、一部の地方自治体からの提出が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出期限の厳守をお願いしたい。

平成 30 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の方法	調査の周期及び時期	調査票等の提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】基礎・個別 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約164万世帯	全 数	年次調査 毎年7月31日現在 月次調査 毎月	年次調査 <u>毎年9月10日</u> 月次調査 <u>翌月20日</u>
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6 月基金審査分 診療報酬明細書及び 調剤報酬明細書	毎年7月	毎年 8 月中旬
社会保障生計調査	16都道府県 3指定都市 12中核市 (注)	被保護世帯 1,110世帯	抽 出	年度 4月から翌年3月まで毎月	翌月末日

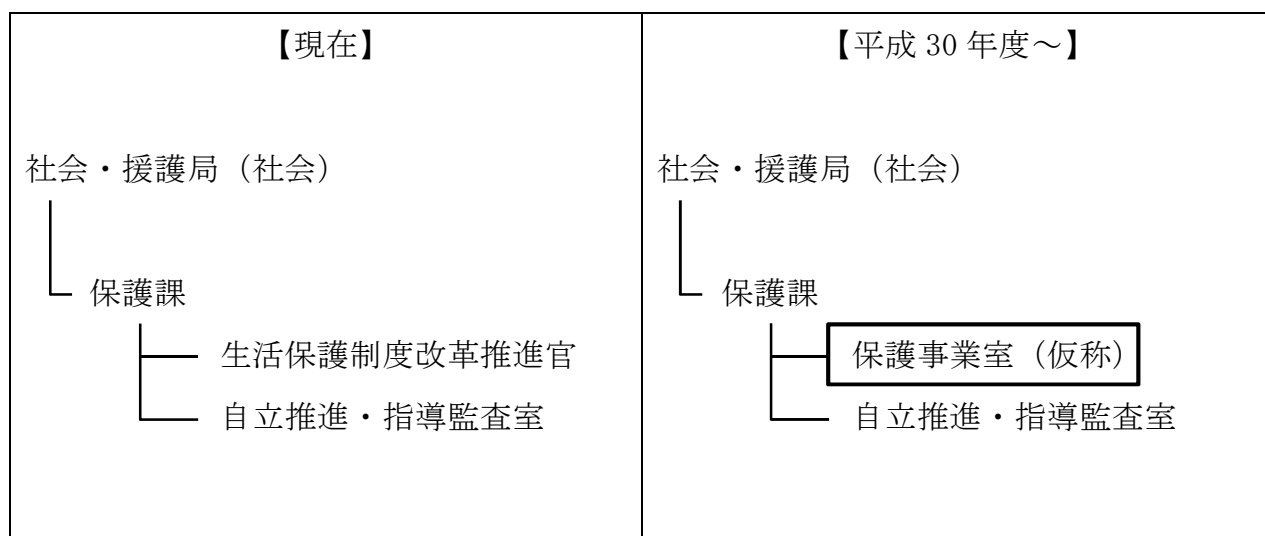
(注) 調査対象地方自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

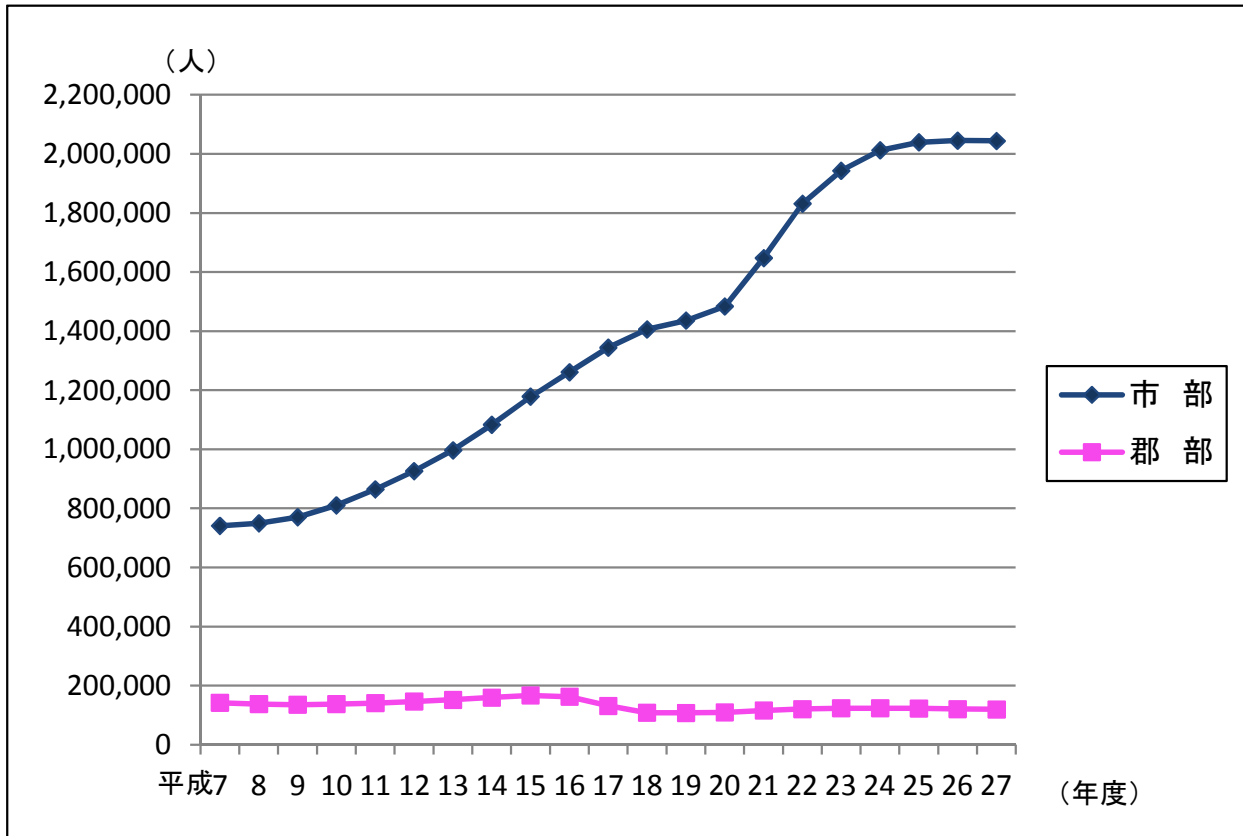
第9 その他

1 保護事業室の設置について

社会・援護局（社会）では、保護課に、医療・介護扶助、就労支援事業等、保護施設及び無料低額宿泊事業等に係る事務を担う「保護事業室（仮称）」を設置し、平成 30 年度から新たな体制で業務に取り組んでいくこととしているので、ご了承ください。



市部・郡部別被保護人員の年次推移



	総 数	市 部	郡 部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692
23	2,067,244	1,943,604	123,641
24	2,135,708	2,012,206	123,502
25	2,161,612	2,038,960	122,653
26	2,165,895	2,045,355	120,540
27	2,163,685	2,044,321	119,364

資料：被保護者調査（月次調査（平成23年度以前は福祉行政報告例））

都道府県・指定都市・中核市別保護率

	平成27年度
全 国	% 1.70
大 阪 市	5.47
大 阪 市	4.75
大 阪 市	4.08
大 阪 市	4.08
大 阪 市	3.97
那 覇 市	3.83
札幌市	3.82
高 知 市	3.79
長 崎 市	3.15
神 戸 市	3.14
京 都 市	3.13
堺 市	3.10
青 森 市	3.06
福 岡 市	2.87
鹿 児 島 市	2.62
豊 中 市	2.61
和 歌 山 市	2.52
北 九 州 市	2.50
松 山 市	2.48
福 岡 県	2.46
北 海 道	2.43
熊 本 市	2.31
広 島 市	2.29
川 崎 市	2.20
宮 崎 市	2.20
東 京 都	2.20
大 阪 府	2.20
奈 良 市	2.18
久 留 米 市	2.16
名 古 屋 市	2.15
沖 縄 県	2.12
青 森 県	2.11
千 葉 市	2.08
高 知 県	1.98
枚 方 市	1.97
相 模 原 市	1.95
横 浜 市	1.91
岡 山 市	1.91
徳 島 県	1.90
八 王 子 市	1.87
大 分 市	1.86
長 崎 県	1.80
高 槻 市	1.78
秋 田 市	1.72
下 関 市	1.72
西 宮 市	1.69
宇 都 宮 市	1.68
大 分 県	1.68
姫 路 市	1.68
盛 岡 市	1.66
仙 台 市	1.65
岐 阜 市	1.61
さいたま市	1.59
鹿 児 島 県	1.57
福 山 市	1.53
高 松 市	1.53
倉 敷 市	1.50
新 潟 市	1.47
船 橋 市	1.43
秋 田 県	1.40

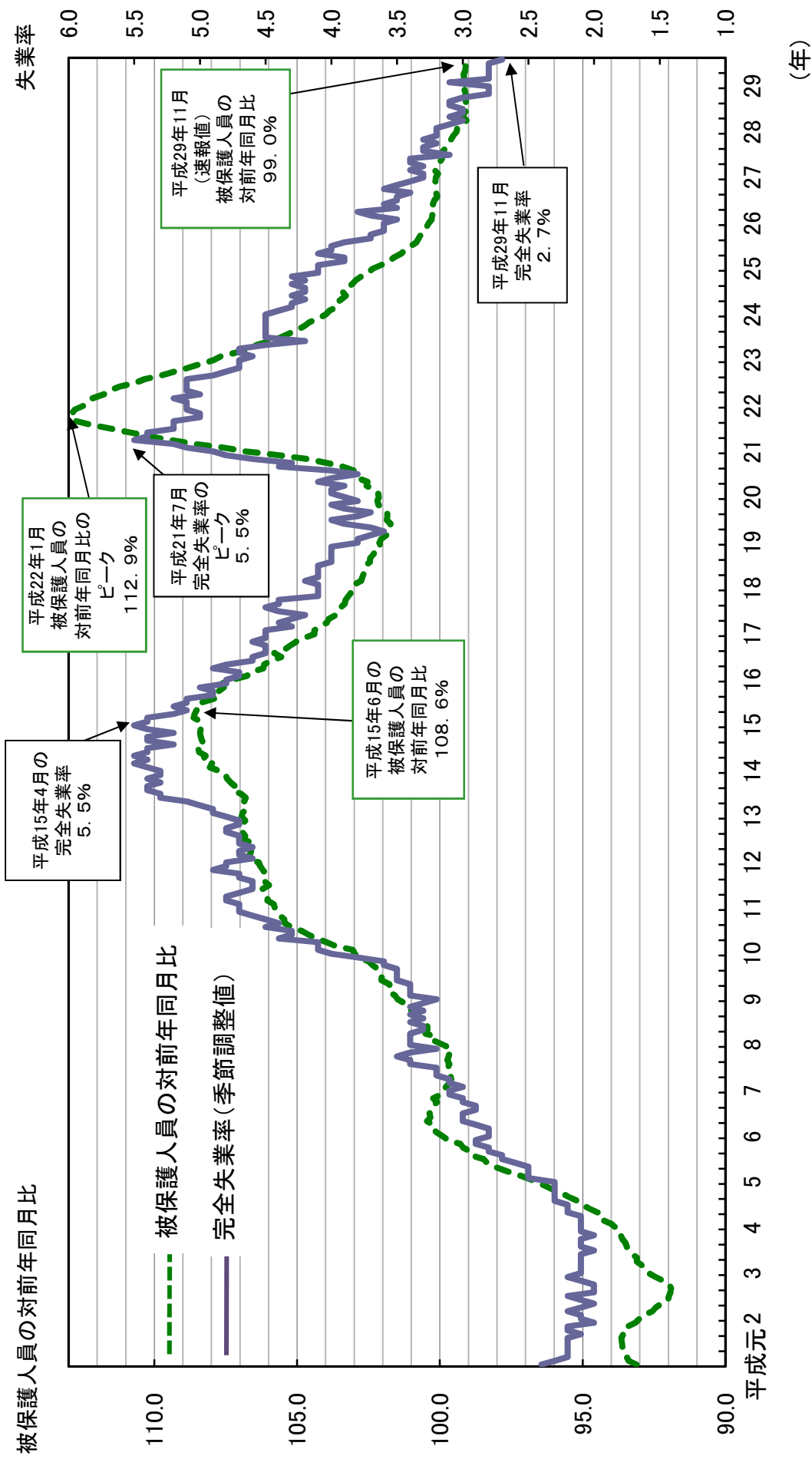
宮 崎 県	1.36
京 都 府	1.35
鳥 取 県	1.34
横 須 賀 市	1.32
奈 良 県	1.30
埼 玉 県	1.29
川 越 市	1.29
静 岡 市	1.26
神 奈 川 県	1.25
大 津 市	1.23
い わ き 市	1.19
越 谷 市	1.18
千 葉 県	1.18
前 橋 市	1.16
愛 媛 県	1.08
広 島 県	1.05
柏 市	1.05
山 口 県	1.04
和 歌 山 県	1.03
佐 賀 県	0.96
熊 本 県	0.95
三 重 県	0.95
兵 庫 県	0.95
郡 山 市	0.94
金 沢 市	0.94
浜 松 市	0.94
岩 手 県	0.92
茨 城 県	0.91
高 崎 市	0.89
栃 木 県	0.88
島 根 県	0.88
香 川 県	0.84
長 野 市	0.83
山 梨 県	0.83
宮 城 県	0.82
福 島 県	0.77
岡 山 県	0.74
滋 賀 県	0.70
山 形 県	0.67
静 岡 県	0.65
新 潟 県	0.62
豊 橋 市	0.62
群 馬 県	0.61
愛 知 県	0.59
豊 田 市	0.56
岡 崎 市	0.53
福 井 県	0.53
長 野 県	0.48
石 川 県	0.48
富 山 市	0.42
岐 阜 県	0.34
富 山 県	0.27

資料：平成27年度被保護者調査（月次調査）

注）都道府県の数値は、指定都市及び中核市分を除いたもの。

※保護率の高い順である。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移



資料：被保護者調査〔月次調査、平成28年4月以降は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕、労働力調査（総務省）

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数										世帯類型別構成割合									
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627	41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0						6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449	41,434	41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	100.0	43.2	8.4	41.6						6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558	42,404	42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	100.0	44.0	8.3	41.0						6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582	45,329	45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	100.0	44.5	8.2	40.4						6.8
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5					7.1
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5					7.4
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6					7.7
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7					8.3
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7					9.0
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8					9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2					10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3					10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4					10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5					10.6
21	1,270,588	563,061	99,592	146,790	289,166	171,978	211.4	221.4	190.2	58.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8					13.5
22	1,405,281	603,540	108,794	157,390	308,150	227,407	233.8	237.3	207.7	62.3	100.0	42.9	7.7	11.2	21.9					16.2
23	1,492,396	636,469	113,323	169,488	319,376	253,740	248.3	250.3	216.4	67.1	100.0	42.6	7.6	11.4	21.4					17.0
24	1,551,707	677,577	114,122	177,648	297,458	284,902	258.2	266.5	217.9	70.3	100.0	43.7	7.4	11.4	19.2					18.4
25	1,583,919	719,625	111,520	182,418	282,301	288,055	263.6	283.0	212.9	72.2	100.0	45.4	7.0	11.5	17.8					18.2
26	1,604,083	761,179	108,333	186,272	267,687	280,612	266.9	299.3	206.8	73.7	100.0	47.5	6.8	11.6	16.7					17.5
27	1,621,356	802,811	104,343	189,638	252,731	271,833	269.8	315.7	199.2	75.0	100.0	49.5	6.4	11.7	15.6					16.8
平成29年1月 （速報値）	1,634,487	865,564	92,660	196,124	224,127	256,012	272.0	340.4	176.9	77.6	100.0	53.0	5.7	12.0	13.7					15.7

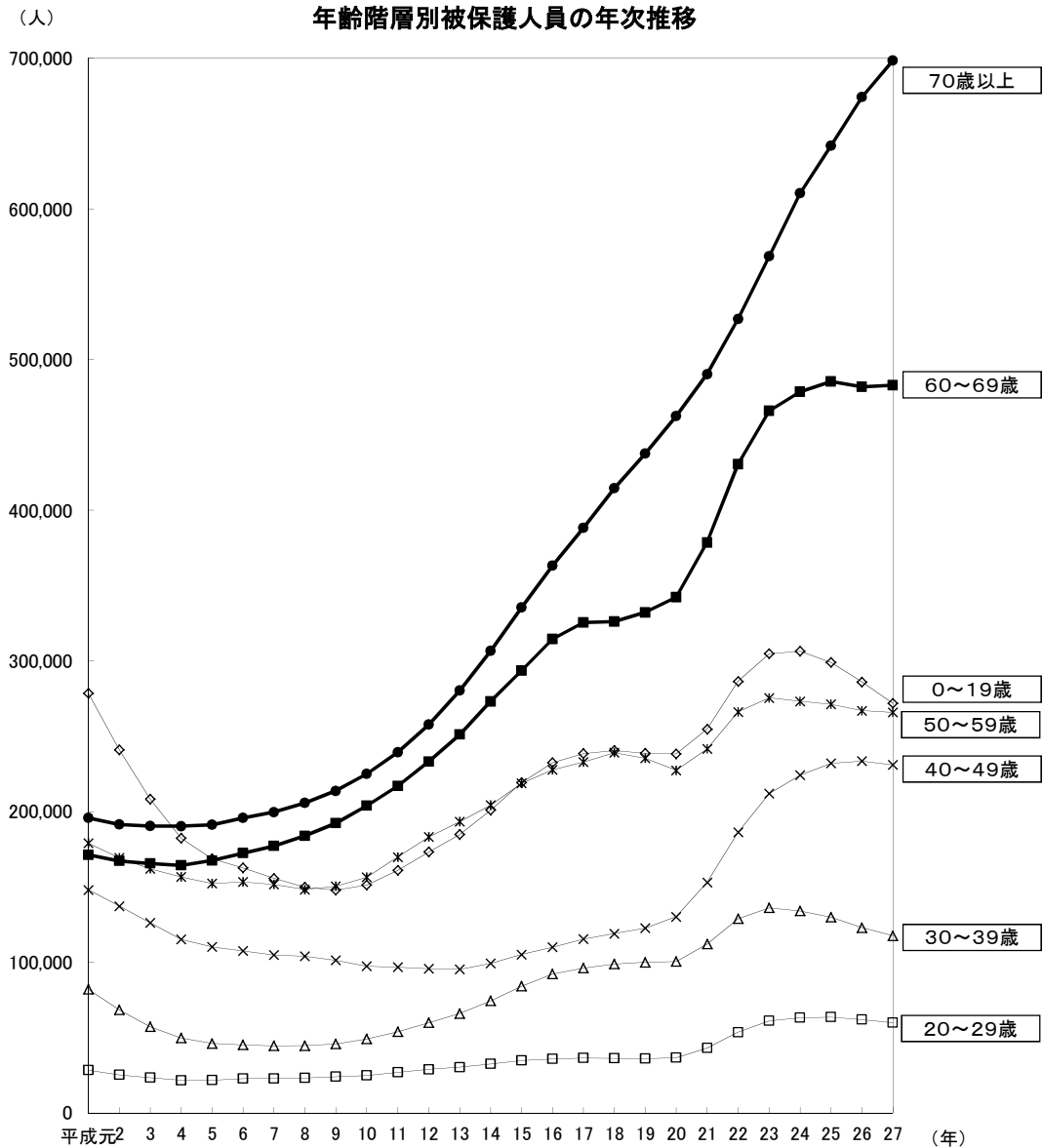
注1)保護停止中の世帯を除く。

2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」：死別、離別、生死不明及び未婚等により、親に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

資料：被保護者調査〔月次調査、平成29年11月分は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕



	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2年	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3年	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4年	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5年	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6年	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7年	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8年	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9年	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10年	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11年	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12年	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13年	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14年	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15年	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16年	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17年	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
22年	286,456	53,557	128,834	186,307	266,145	430,494	526,932	1,878,725
23年	304,879	61,113	136,095	212,031	275,475	465,950	568,546	2,024,089
24年	306,474	63,259	134,122	224,246	273,191	478,678	610,465	2,090,435
25年	299,003	63,549	129,966	232,067	271,263	485,540	641,869	2,123,257
26年	286,048	61,929	122,962	233,597	266,976	481,932	674,158	2,127,602
27年	271,896	59,865	117,581	231,119	265,846	483,072	698,462	2,127,841
構成割合(%)	12.8%	2.8%	5.5%	10.9%	12.5%	22.7%	32.8%	100.0%

資料：被保護者調査（年次調査（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在））

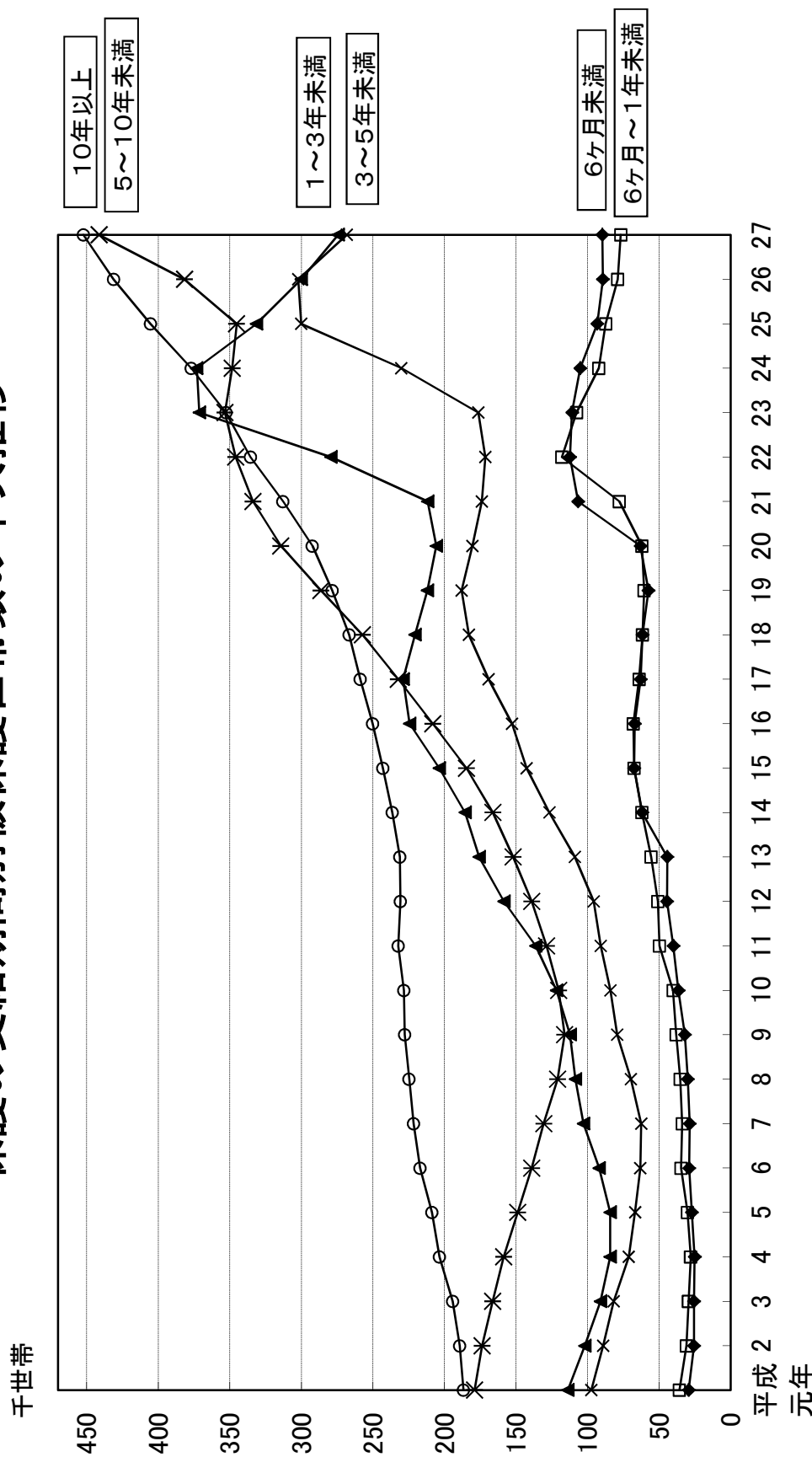
被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

			総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯員
被保護世帯	実数	年	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		昭和35	575,063	202,089	84,149	74,986	74,183	61,332	78,324	3.00
		40	608,630	237,078	115,896	84,957	73,123	50,038	47,538	2.60
		45	629,155	314,561	131,010	74,624	54,588	30,854	23,518	2.11
		50	680,647	379,936	141,176	69,715	47,475	24,298	18,047	1.91
		55	721,673	401,701	146,670	80,501	52,078	23,764	16,959	1.91
		60	764,628	438,500	154,425	87,695	50,438	20,490	13,080	1.83
		平成2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63
		7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46
		12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42
		13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,865	1.42
		14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,464	4,127	1.42
		15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,045	4,478	1.42
		16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42
		17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,688	1.42
		18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40
		19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39
		20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.38
		21	1,215,214	919,191	194,665	62,072	25,413	8,989	4,884	1.38
		22	1,361,149	1,029,052	217,082	69,979	28,912	10,393	5,731	1.38
		23	1,469,290	1,112,382	234,096	74,886	30,763	10,974	6,189	1.38
		24	1,526,015	1,160,365	241,978	75,835	30,620	11,001	6,216	1.37
		25	1,562,754	1,196,657	244,968	74,727	29,604	10,565	6,233	1.36
		26	1,583,211	1,223,676	243,882	71,916	27,885	9,913	5,939	1.34
		27	1,602,551	1,252,173	240,828	68,389	26,136	9,441	5,584	1.33
全世帯	割合	年	%	%	%	%	%	%	%	人
		昭和35	100.0	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6	・
		40	100.0	39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	・
		45	100.0	50.0	20.8	11.9	8.7	4.9	3.7	・
		50	100.0	55.8	20.7	10.2	7.0	3.6	2.7	・
		55	100.0	55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.3	・
		60	100.0	57.3	20.2	11.5	6.6	2.7	1.7	・
		平成2	100.0	64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	・
		7	100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	・
		12	100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	・
		13	100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	・
		14	100.0	73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	・
		15	100.0	73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	・
		16	100.0	73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	・
		17	100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	・
		18	100.0	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	・
		19	100.0	74.7	16.5	5.3	2.2	0.8	0.4	・
		20	100.0	75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	・
		21	100.0	75.6	16.0	5.1	2.1	0.7	0.4	・
		22	100.0	75.6	15.9	5.1	2.1	0.8	0.4	・
		23	100.0	75.7	15.9	5.1	2.1	0.7	0.4	・
		24	100.0	76.0	15.9	5.0	2.0	0.7	0.4	・
		25	100.0	76.6	15.7	4.8	1.9	0.7	0.4	・
		26	100.0	77.3	15.4	4.5	1.8	0.6	0.4	・
		27	100.0	78.1	15.0	4.3	1.6	0.6	0.3	・
全世帯	実数	年	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	人
		昭和35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	6,122	4.13
		40	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
		45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45
		50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
		55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
		60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
		平成2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
		7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
		12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
		13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
		14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
		15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
		16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
		17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
		18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
		19	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
		20	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
		21	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62
		22	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59
		23	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58
		24	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57
		25	50,112	13,285	15,406	10,057	7,301	2,699	1,364	2.51
		26	50,431	13,662	15,604	9,911	7,275	2,656	1,323	2.49
		27	50,361	13,517	15,765	9,927	7,242	2,617	1,294	2.49
全世帯	割合	年	%	%	%	%	%	%	%	人
		昭和35	100.0	17.3	10.3	13.3	16.3	15.5	27.2	・
		40	100.0	17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	・
		45	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	・
		50	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
		55	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
		60	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
		平成2	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
		7	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
		12	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	・
		13	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	・
		14	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	・
		15	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	・
		16	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	・
		17	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・
		18	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	・
		19	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	・
		20	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	・
		21	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	・
		22	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	・
		23	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	・
		24	100.0	25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	・
		25	100.0	26.5	30.7	20.1	14.6	5.4	2.7	・
		26	100.0	27.1	30.9	19.7	14.4	5.3	2.6	・
		27	100.0	26.8	31.3	19.7	14.4	5.2	2.6	・

資料：被保護者調査（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在）、
国民生活基礎調査（昭和60年以前は厚生行政基礎調査）

注 平成7年の全世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



資料：被保護者調査（年次調査（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在））

世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実数										構成割合		
	総数	総数	稼働世帯					非稼働世帯		稼働世帯	総数	非稼働世帯	
			世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いていない者のいない世帯				
			総数	常用	日雇	内職	その他						
平成7年度	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	
8	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	
9	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	
10	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	
11	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	
12	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	
13	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	
14	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	
15	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	
16	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	
17	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	
18	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	
19	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	
20	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	
21	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	
22	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1	
23	1,405,281	186,748	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7	
24	1,492,396	203,916	167,279	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3	
25	1,551,707	224,933	185,869	132,651	26,456	8,214	18,548	39,064	1,326,773	100.0	14.5	85.5	
26	1,583,919	242,145	201,662	145,777	28,112	8,656	19,117	40,483	1,341,775	100.0	15.3	84.7	
27	1,604,083	252,878	211,952	154,526	28,640	9,165	19,621	40,926	1,351,205	100.0	15.8	84.2	
平成29年11月 (速報値)	1,621,356	259,104	218,529	160,503	28,459	9,661	19,906	40,575	1,362,252	100.0	16.0	84.0	
	1,634,487	257,723	218,879	165,108	25,053	9,155	19,563	38,844	1,376,764	100.0	15.8	84.2	

資料：被保護者調査〔月次調査、平成29年11月は速報値（平成23年以前は福祉行政報告例）〕
（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数				高齢者世帯				母子世帯				傷病者・障害者世帯				その他の世帯			
		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働	
		世帯 総数	世帯 稼働	世帯 非稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 非稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 非稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 非稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 稼働	世帯 非稼働	世帯 非稼働
実数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210						
	8	612,180	79,466	532,714	284,626	11,362	253,264	51,671	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801						
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875						
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680						
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492						
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832					
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847					
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578					
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962					
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	46,534	389,818	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132					
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	45,534	389,818	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132					
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726					
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321					
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853					
	21	1,270,588	164,283	1,106,305	583,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411					
	22	1,405,281	186,747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626					
	23	1,492,396	203,916	1,288,480	636,469	22,278	614,192	113,323	48,477	64,846	488,864	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602					
	24	1,551,707	224,934	1,326,773	677,577	24,686	652,890	114,122	51,361	62,762	475,106	50,479	424,627	284,902	98,408	186,494					
	25	1,583,919	242,144	1,341,775	719,625	28,244	691,381	111,520	52,711	58,809	464,720	54,740	409,979	288,055	106,449	181,606					
	26	1,604,083	252,878	1,351,205	761,179	32,084	729,095	108,333	52,688	55,645	453,959	58,677	395,282	280,612	109,429	171,184					
	27	1,621,356	259,104	1,362,252	802,811	35,969	766,841	104,343	52,417	442,369	61,576	380,793	271,833	109,632	162,201						
	平成29年11月 (速報値)	1,634,487	257,723	1,376,764	865,564	39,930	825,634	92,660	47,279	45,381	420,251	64,600	355,651	256,012	105,914	150,098					
構成割合	平成7年度	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4					
	8	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0					
	9	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3					
	10	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9					
	11	100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8					
	12	100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2					
	13	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7					
	14	100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3					
	15	100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9					
	16	100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7					
	17	100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7					
	18	100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7					
	19	100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1					
	20	100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8					
	21	100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7					
	22	100.0	13.7	86.3	100.0	3.5	96.5	100.0	42.8	57.2	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3					
	23	100.0	14.5	85.5	100.0	3.6	96.4	100.0	45.0	55.0	100.0	10.6	89.4	100.0	34.5	65.5					
	24	100.0	15.3	84.7	100.0	3.9	96.1	100.0	47.3	52.7	100.0	11.8	88.2	100.0	37.0	63.0					
	25	100.0	15.8	84.2	100.0	4.2	95.8	100.0	48.6	51.4	100.0	12.9	87.1	100.0	39.0	61.0					
	26	100.0	16.0	84.0	100.0	4.5	95.5	100.0	49.8	50.2	100.0	13.9	86.1	100.0	40.3	59.7					
	27	100.0	15.8	84.2	100.0	4.6	95.4	100.0	51.0	49.0	100.0	15.4	84.6	100.0	41.4	58.6					
	平成29年11月 (速報値)	100.0	15.8	84.2	100.0	4.6	95.4	100.0	51.0	49.0	100.0	15.4	84.6	100.0	41.4	58.6					

資料：被保護者調査(月次調査、平成29年11月は速報値〔平成23年度以前は福祉行政報告例〕)
注)保護停止中の世帯を除く。また、各年度の数値は、年度平均を四捨五入してあるの、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成27年度

		稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合				
		稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他	
		%	%	%	%	%	%	
全	国	16.0	84.0	49.5	6.4	27.3	16.8	
北海道		14.7	85.3	51.2	7.8	28.7	12.2	
青森県		9.3	90.7	57.1	3.1	27.5	12.3	
岩手県		18.8	81.2	51.6	3.4	28.6	16.4	
宮城県		13.3	86.7	51.5	5.1	25.5	17.9	
秋田県		15.3	84.7	54.7	3.6	23.1	18.6	
山形県		16.6	83.4	49.4	3.3	29.9	17.4	
福島県		15.8	84.2	50.3	3.4	29.4	16.8	
茨城県		11.9	88.1	52.2	4.0	27.4	16.4	
栃木県		12.9	87.1	50.5	4.2	30.5	14.9	
群馬県		10.5	89.5	54.4	3.5	28.6	13.5	
埼玉県		16.4	83.6	48.3	6.5	27.1	18.1	
千葉県		14.6	85.4	50.7	5.5	31.6	12.2	
東京都		17.6	82.4	50.1	5.2	27.1	17.6	
神奈川県		16.9	83.1	48.9	6.7	27.4	17.0	
新潟県		18.0	82.0	44.6	4.2	29.2	22.0	
富山県		11.8	88.2	60.2	1.9	24.5	13.4	
石川県		11.7	88.3	58.7	1.8	29.0	10.4	
福井県		15.2	84.8	54.4	3.2	25.2	17.3	
山梨県		14.7	85.3	54.5	3.8	25.5	16.2	
長野県		17.3	82.7	49.0	3.7	32.4	14.9	
岐阜県		15.3	84.7	55.4	3.0	27.4	14.2	
静岡県		15.1	84.9	55.1	4.2	26.0	14.6	
愛知県		17.1	82.9	49.0	5.7	27.9	17.4	
三重県		14.0	86.0	51.4	6.0	29.6	13.0	
滋賀県		20.0	80.0	43.3	8.9	33.1	14.6	
京都府		21.1	78.9	46.0	10.6	27.1	16.3	
大阪府		16.8	83.2	49.9	9.8	27.5	12.8	
兵庫県		16.3	83.7	48.5	6.7	29.4	15.4	
奈良県		13.3	86.7	54.1	7.4	28.1	10.5	
和歌山県		11.5	88.5	59.2	3.6	27.6	9.7	
鳥取県		19.4	80.6	44.5	5.9	30.8	18.8	
島根県		20.8	79.2	44.3	5.7	28.6	21.4	
岡山県		18.2	81.8	51.3	4.1	29.0	15.6	
広島県		16.1	83.9	49.0	5.9	28.7	16.5	
山口県		15.7	84.3	53.7	4.2	26.0	16.1	
徳島県		12.7	87.3	52.0	4.7	32.3	10.9	
香川県		15.1	84.9	49.7	4.8	32.6	12.9	
愛媛県		11.1	88.9	53.6	2.9	28.4	15.1	
高知県		12.3	87.7	58.5	3.1	22.3	16.1	
福岡県		13.3	86.7	50.6	7.2	24.8	17.4	
佐賀県		12.1	87.9	52.2	3.4	33.6	10.8	
長崎県		15.7	84.3	50.3	5.5	27.6	16.6	
熊本県		12.4	87.6	52.3	3.5	23.5	20.6	
大分県		15.5	84.5	57.7	3.1	23.6	15.6	
宮崎県		11.2	88.8	53.5	3.9	26.0	16.6	
鹿児島県		12.7	87.3	52.0	4.3	29.1	14.6	
沖縄県		11.8	88.2	48.4	5.4	33.0	13.3	
札幌市		20.0	80.0	42.6	10.2	28.1	19.0	
仙台市		17.8	82.2	41.4	7.9	27.3	23.3	
さいたま市		19.6	80.4	43.7	6.5	24.0	25.8	
千葉市		12.4	87.6	47.8	5.2	17.6	29.4	
横浜市		20.3	79.7	48.8	7.7	25.2	18.3	
川崎市		19.1	80.9	47.4	7.4	24.9	20.3	
相模原市		18.2	81.8	40.0	10.0	23.5	26.5	
新潟市		15.7	84.3	43.6	6.3	23.2	26.9	
静岡市		17.6	82.4	49.7	6.0	26.6	17.7	
浜松市		16.9	83.1	40.2	5.8	26.3	27.7	
名古屋市		14.5	85.5	48.2	5.6	26.4	19.8	
京都市		20.5	79.5	47.4	10.3	24.8	17.6	
大阪市		14.1	85.9	54.3	5.9	24.9	14.9	
堺市		16.6	83.4	51.2	8.4	29.0	11.3	
神戸市		19.6	80.4	48.0	8.6	25.2	18.2	
岡山市		18.6	81.4	43.7	8.2	25.8	22.3	
広島市		18.2	81.8	41.5	9.1	30.4	19.1	
北九州市		12.7	87.3	56.7	4.7	20.2	18.4	
福岡市		14.8	85.2	45.3	6.8	28.8	19.1	
熊本市		14.2	85.8	46.4	5.8	35.4	12.4	
旭川市		17.9	82.1	50.8	8.8	26.9	13.6	
函館市		15.0	85.0	49.9	8.1	26.0	16.0	
青森市		11.5	88.5	50.4	4.1	25.9	19.6	
盛岡市		18.6	81.4	44.5	7.0	28.3	20.2	
秋田市		13.3	86.7	52.5	5.0	25.2	17.3	
郡山市		12.9	87.1	47.3	4.1	29.4	19.2	
いわき市		10.1	89.9	49.8	5.2	31.6	13.4	
宇都宮市		12.0	88.0	42.5	6.1	32.2	19.1	
前橋市		16.4	83.6	51.8	4.4	26.5	17.4	
高崎市		13.9	86.1	54.7	4.5	24.4	16.4	
川越市		17.5	82.5	44.9	7.7	26.8	20.5	
越谷市		15.9	84.1	46.1	7.1	29.0	17.8	
船橋市		15.5	84.5	48.9	6.3	25.0	19.7	
柏市		17.4	82.6	48.3	7.0	30.9	13.9	
八王子市		16.3	83.7	45.1	8.2	27.2	19.5	
横須賀市		12.0	88.0	53.4	6.3	30.6	9.7	
富山県		10.5	89.5	56.5	1.9	27.5	14.1	
金沢市		10.7	89.3	53.6	3.4	29.1	13.9	
長野市		16.9	83.1	46.9	5.1	32.7	15.3	
岐阜市		10.9	89.1	58.3	3.8	30.6	7.4	
豊橋市		17.8	82.2	53.5	4.2	22.8	19.4	
豊田県		14.4	85.6	38.3	9.0	33.7	18.9	
岡崎市		22.3	77.7	44.1	4.4	29.5	21.9	
大津市		18.2	81.8	43.9	8.8	28.1	19.2	
高槻市		17.6	82.4	41.6	10.9	32.2	15.4	
東大阪市		18.5	81.5	47.8	10.5	26.5	15.2	
豊中市		21.6	78.4	52.8	8.4	24.3	14.6	
枚方市		17.3	82.7	46.0	8.8	30.0	15.3	
姫路市		14.9	85.1	51.6	5.0	28.5	14.9	
西宮市		13.3	86.7	43.4	8.7	30.0	17.9	
尼崎市		12.7	87.3	50.4	7.1	31.7	10.8	
奈良市		16.2	83.8	44.0	10.4	28.9	16.7	
和歌山市		10.5	89.5	59.8	4.7	22.6	12.9	
倉敷市		17.0	83.0	48.8	7.7	26.1	17.4	
福山市		16.6	83.4	47.8	7.5	32.5	12.2	
下関市		13.5	86.5	53.6	4.9	24.5	17.0	
高松市		13.5	86.5	47.7	7.0	24.9	20.5	
松山市		10.4	89.6	48.6	5.0	34.3	12.0	
高知市		15.7	84.3	49.8	6.9	26.6	16.7	
久留米市		13.7	86.3	45.7	5.7	34.1	14.5	
長崎市		16.6	83.4	40.3	7.5	31.7	20.5	
大分市		15.7	84.3	50.6	4.7	25.6	19.2	
宮崎県		16.0	84.0	49.5	5.4	28.1	17.0	
鹿児島市		16.7	83.3	44.1	6.9	26.5	22.5	
那覇市		11.6	88.4	48.8	4.9	33.8	12.6	

資料：平成27年度被保護者調査（月次調査）

注1）都道府県の数値は指定都市、中核市分を除いたものである。

注2）保護停止中の世帯を除く。

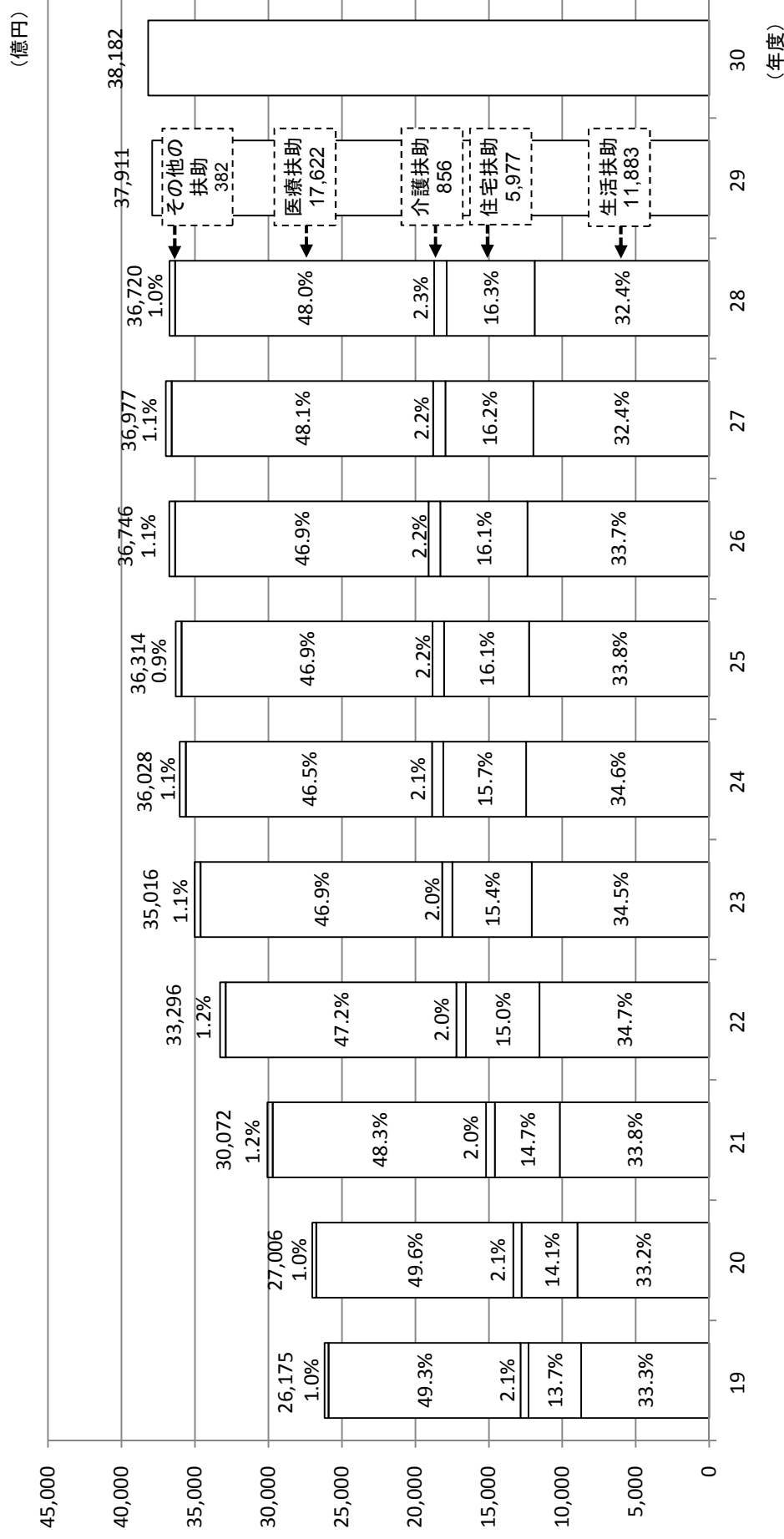
保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)
平成7年度	人		人		人		人		人	
8	760,162	100.0	639,129	100.0	88,176	100.0	679,826	100.0	...	...
9	766,232	100.8	648,591	101.5	84,973	96.4	695,075	102.2	...	...
10	783,840	103.1	668,756	104.6	84,006	95.3	715,662	105.3	...	...
11	821,931	108.1	707,094	110.6	86,254	97.8	753,366	110.8	...	...
12	877,080	115.4	763,315	119.4	91,042	103.3	803,855	118.2	...	...
13	943,025	124.1	824,129	128.9	96,944	109.9	864,231	127.1	66,832	100.0
14	1,014,524	133.5	891,223	139.4	104,590	118.6	928,527	136.6	84,463	126.4
15	1,105,499	145.4	975,486	152.6	114,213	129.5	1,002,886	147.5	105,964	158.6
16	1,201,836	158.1	1,069,135	167.3	124,270	140.9	1,082,648	159.3	127,164	190.3
17	1,273,502	167.5	1,143,310	178.9	132,019	149.7	1,154,521	169.8	147,239	220.3
18	1,320,413	173.7	1,194,020	186.8	135,734	153.9	1,207,814	177.7	164,093	245.5
19	1,354,242	178.2	1,233,105	192.9	137,129	155.5	1,226,233	180.4	172,214	257.7
20	1,379,945	181.5	1,262,158	197.5	135,503	153.7	1,248,145	183.6	184,258	275.7
21	1,422,217	187.1	1,304,858	204.2	134,734	152.8	1,281,838	188.6	195,576	292.6
22	1,586,013	208.6	1,459,768	228.4	144,339	163.7	1,406,456	206.9	209,735	313.8
23	1,767,315	232.5	1,634,773	255.8	155,450	176.3	1,553,662	228.5	228,235	341.5
24	1,871,659	246.2	1,741,888	272.5	159,372	180.7	1,657,093	243.8	248,100	371.2
25	1,928,241	253.7	1,811,575	283.4	159,038	180.4	1,716,158	252.4	269,793	403.7
26	1,941,036	255.3	1,835,940	287.3	154,014	174.7	1,745,615	256.8	290,174	434.2
27	1,946,954	256.1	1,843,587	288.5	148,462	168.4	1,763,405	259.4	310,359	464.4
平成29年11月 (速報値)	1,927,267	253.5	1,842,105	288.2	142,067	161.1	1,775,997	261.2	329,999	493.8
	1,903,318	250.4	1,820,611	284.9	124,376	141.1	1,765,127	259.6	369,862	553.4

資料：被保護者調査〔平成29年11月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成30年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成28年度までは実績額(28年度は暫定値)、29年度は補正後予算額、30年度は当初予算額(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

全国の精神保健福祉センター一覧(都道府県・指定都市・69力所)

平成30年2月時点

自治体名	センター名	所在地	電話番号	自治体名	センター名	所在地	電話番号
都道府県				都道府県			
1北海道	北海道立精神保健福祉センター	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011-864-7121	36広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	安芸郡坂町北新地2丁目3-77	082-884-1051
2青森県	青森県立精神保健福祉センター	青森市三内字沢部353番地92	017-787-3951	37山口県	山口県精神保健福祉センター	防府市駅南町13-40	0835-27-3480
3岩手県	岩手県精神保健福祉センター	盛岡市本町通3丁目19番1号	019-629-9617	38徳島県	徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町3丁目80	088-625-0610
4宮城県	宮城県精神保健福祉センター	大崎市古川旭5丁目7-20	0229-23-0021	39香川県	香川県精神保健福祉センター	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎4階	087-804-5565
5秋田県	秋田県精神保健福祉センター	秋田市中通2丁目1番51号	018-831-3946	40愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-911-3880
6山形県	山形県精神保健福祉センター	山形市小白川町2丁目3-30	023-624-1217	41高知県	高知県精神保健福祉センター	高知市丸ノ内1丁目7-36 高知興林会館4階	088-821-4966
7福島県	福島県精神保健福祉センター	福島市御山町8-30	024-535-3556	42福岡県	福岡県精神保健福祉センター	春日市原町3丁目1-7	092-582-7500
8茨城県	茨城県精神保健福祉センター	水戸市笠原町993-2	029-243-2870	43佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	小城市小町178-9	0952-73-5060
9栃木県	栃木県精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	44長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター 障害者支援部精神保健福祉課	長崎市橋口町10-22	095-844-5115
10群馬県	群馬県こころの健康センター	前橋市野中町368番地	027-263-1166	45熊本県	熊本県精神保健福祉センター	熊本市東区月出3丁目1-120	096-386-1255
11埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-3333	46大分県	大分県精神保健福祉センター	大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-5276
12千葉県	千葉県精神保健福祉センター	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891	47宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	宮崎市霧島1丁目1-2	0985-27-5663
13	東京都立中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575	48鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピア鹿児島2階	099-218-4755
14東京都	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111	49沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1443
15	東京都立精神保健福祉センター	台東区東上野3-3-13プラチナ第2ビル	03-3834-4100	指定都市			
16神奈川県	神奈川県立精神保健福祉センター	横浜市中区港南区芹が谷2-5-2	045-821-8822	50札幌市	札幌こころのセンター 仙台市精神保健福祉総合センター(は あとぽーと仙台)	札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4F	011-622-0556
17新潟県	新潟県精神保健福祉センター	新潟市中央区上2丁目2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	025-280-0111	51仙台市	さいたま市こころの健康センター	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
18富山県	富山県心の健康センター	富山市越川459番1	076-428-1511	52さいたま市	千葉市こころの健康センター	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号	048-851-5665
19石川県	石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5761	53千葉市	横浜市こころの健康相談センター	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582
20福井県	福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36 織協ビル2階	0776-24-5135	54横浜市	川崎市精神保健福祉センター	横浜市中区日本大通18番地KRCビル6階	045-671-4455
21山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8644	55川崎市	相模原市精神保健福祉センター	川崎市川崎区東田町8番地ハルエル3井ビル12階	044-200-3195
22長野県	長野県精神保健福祉センター	長野市若里7-1-7	026-227-1810	56相模原市	新潟市こころの健康センター	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら7階	042-769-9818
23岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内	058-231-9724	57新潟市	静岡市こころの健康センター	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5551
24静岡県	静岡県精神保健福祉センター	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245	58静岡市	浜松市こころの健康センター	静岡市葵区榑木240番地	054-262-3011
25愛知県	愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 東大手庁舎	052-982-5377	59浜松市	名古屋市中村区名東町4丁目7番地の18 中村保健所等複合施設5階	浜松市中区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎4F	053-457-2709
26三重県	三重県こころの健康センター	津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所等2階	059-223-5241	60名古屋市	京都市こころの健康増進センター	名古屋市中京区壬生仙念町30	052-483-2095
27滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	草津市笠山8-4-25	077-567-5010	61京都市	大阪市こころの健康センター	京都市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F	075-314-0355
28京都府	京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流地町120	075-641-1810	62大阪市	堺市こころの健康センター	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ3階	06-6922-8520
29大阪府	大阪府こころの健康総合センター	大阪市住吉区万代東3丁目1-46	06-6691-2811	63堺市	神戸市精神保健福祉センター	神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階	072-245-9192
30兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号	078-252-4980	64神戸市	岡山市こころの健康センター	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号	078-371-1900
31奈良県	奈良県精神保健福祉センター	桜井市栗殿1000番地	0744-47-2251	65岡山市	広島市精神保健福祉センター	広島市中区富士見町11番27号	086-803-1273
32和歌山県	和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市手平2丁目1番2号	073-435-5194	66広島市	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号	082-245-7746
33鳥取県	鳥取県立精神保健福祉センター	鳥取市江津318番地1	0857-21-3031	67北九州市	福岡市精神保健福祉センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3階	093-522-8729
34島根県	島根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5905	68福岡市	熊本市こころの健康センター	熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルくまもと3階	092-737-8825
35岡山県	岡山県精神保健福祉センター	岡山市北区厚生町3丁目3番1号	086-201-0850	69熊本県			096-366-1171

平成30年2月時点